

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (1 8 . 1 定)			
日 時	平成 1 8 年 3 月 8 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、北野副委員長、森井・大橋・横田・成田・ 佐々木(茂)・武井・古沢・松本・高橋・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・ 市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、 小樽病院事務局長、保健所長、消防長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～ 会議の概要 ～

委員長

それでは、開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任をさせていただきました前田でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には北野委員が選出されておりますことを御報告いたします。

それでは、ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、古沢委員、高橋委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

「耐震偽装問題について」

建設部鈴木次長

このたびの札幌市などで発覚した建築物の構造計算書に係る耐震偽装問題について報告いたします。

耐震偽装問題につきましては、北海道より耐震偽装の疑いのある浅沼良一 2 級建築士が関与した物件が小樽市内にある旨の情報が寄せられ、小樽市では物件の確定や情報収集等を行った結果、2 件を確認いたしました。1 件は、小樽市の特定行政庁が確認した 3 階建ての低層の構造住宅で、特定行政庁が保管している構造計算書を建築基準法に照らして再確認したところ、耐震性に問題はないと判断いたしました。もう一件は、指定確認検査機関で確認した工場、飲食店の建築物であります。特定行政庁から、本日、建築基準法第 12 条第 5 項に基づき、建築物の構造計算における安全性について報告を求めたところであります。なお、建築物の名称などの公表についてであります。先ほども申し上げましたとおり、建築物の構造に関する安全を確認しておりますので、公表はいたしません。また、指定確認検査機関が確認した物件につきましては、指定確認検査機関からの報告を受け、構造安全性に問題があった場合には、北海道と協議し、適切に対応してまいりたいと考えております。

委員長

ただいまの報告に関して、質問のある会派はありますか。共産党。

古沢委員

まず、今、御報告いただいた 2 件ですが、新聞報道の限りしか市民は知らされていないわけですが、具体的にこの 2 件の物件、所在、建物の名称等改めて明らかにしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

建設部長

今の建築物の公表に関しましては、不用意に市民の不安をおおるような結果を招きかねないことでございますので、安全を確認した以上、これ以上公表することについては差し控えたいというふうに考えます。

古沢委員

不用意に公表というより、事態は公表されているのです。ですから、いろいろ手順を踏んで結果公表するというのではなくて、その経過を含めてきちんと明らかに公表して、そしてしっかりした対応をとった後、結果はこうだったと、こういうふうに進めていかないと、事この問題に関して言えば、既に姉歯問題からずっと尾を引いている問題、いつか来るぞ来るぞと思っていたものが実際に来たわけですね。このときにも、結論・結果しか公表できませんという態度だったら、それこそ無用な混乱を招くことになるのではないですか。経過を含めてきちんと市民に明らかにすべきだと思うのですが、いかがですか。

建設部長

先ほども、次長の方から報告申し上げました部分と一部重なりますけれども、私どもが情報を入手している先は、北海道建設部からのデータでございまして、その部分若干話しますと、今回の当該設計者が関与した物件数は全道で 112 件あって、そのうち札幌市内で 79 件あって、そのうちの 33 件について、偽装について札幌市が確認したということになっています。その中で札幌市以外の特定行政庁で確認した物件というのは 9 件で、さらに民間検査機関が 4 件、合計 13 件が札幌市以外のエリアで確認したということでございます。その中で、当該設計士がやった中では札幌市内では偽装したという物件はないというふうな状況になってございます。そういった中で、私どもは先ほど道からいただいた情報に基づいて、どの物件であるのか、どういった設計内容であるのか、それについては小樽市の特定行政庁の中で構造計算書を再確認したという形で、安全を確認したということでございますので、御理解を願います。

古沢委員

議会の我々も知ったのは、今朝の新聞報道です。道からこうした情報が入ったのはいつですか。

建設部長

私どもが入手した、そうではないかなという、まだ確定をした状況でない情報は 3 月 3 日にいただきました。

古沢委員

これ自体を問題にしなければいけないとは思いますが、今朝、新聞報道で市民も知ったわけですね。部長のところにはさぞやいろいろな混乱、市民からの心配事が寄せられていると思うのですが、どんな状況になっていますか。

建設部鈴木次長

新聞報道があった今朝、数件マンションの関係者から問い合わせはありました。

古沢委員

つまり、経過を含めて公表をした方が市民の混乱を防ぐことになるのだというのはそういうことですよ。結局、新聞報道の限りで言えば、今日報告されたのであれば、3 階建ての共同住宅、2 階建ての工場・飲食店というふうにおっしゃられたけれども、新聞報道の限りでは、マンションから何から、個人住宅からすべて心配・不安に思う市民から小樽市の方に照会、問い合わせが入ってくると思うのです。それを、実は今我々に言ったのと同じように対応するわけですか。例えばマンションの住民の皆さんからそういう問い合わせがあったときに、混乱を避けるために、いやマンションは該当していませんからというふうにお答えしたりなんかするのではないですか。より混乱を避ける対応が市に求められると思うのです。それはきちんと明らかにすることだと思うのです。いかがですか。

建設部長

私どもも情報について分析なり確認したのは、実はつい先ほどでございます。それに対しまして、まず一義的に議会に報告し、プレスについても御案内をし、同席されてございますし、また、個別の情報についても対応するという形の中で、今プレスの方に御案内してございますので、そういった中で市民周知については、迅速な対応をしてまいりたいと考えてございます。

古沢委員

問題の浅沼建築士が偽装にかかわったのは 1999 年からだと報じられています。つまり、1998 年に建築基準法の一部改正がされて、確認事務についても民間検査機関で行われるようになった。現在の建築基準法で言えば、特定行政庁が行う確認事務とみなすというふうになっていますから、民間機関が行ったものであれ、特定行政庁や小樽市が確認検査事務を行ったものであれ、わかりやすく言えば対等、同じものです。小樽市がやったものと同じだというふうになっているわけですが、この民間検査機関はどこだったのでしょうか。

建設部鈴木次長

民間機関については、まだ説明を受けておりません。

古沢委員

だめですよ、次長、それでは。説明を受けているではないですか。それ以上言わないのでしょうか、E R I ですよ。E R I が検査をしました。1 度ならず 2 度ならず、またも E R I かという E R I ですよ。ここが確認事務を行っています。国土交通省もこうした問題は原則公開すべきだとは言っているのです。けれども、それぞれの自治体の対応やいろいろあるだろうから、その辺はお任せしますと言っているのですが、原則公開すべきだというのは、つまり国民や住民のそういう不安・混乱を、やはり地域では小樽市、行政がきちんとそういう混乱を防ぐためにも原則公開だというのが構えだと思のです。このことはきちんと指摘しておきたいと思います。

それで、具体的に幾つかの点でお尋ねをします。

例えば建築基準法第 77 条関係、指定確認検査機関の条項で言えば、国等、国土交通大臣等ですから、国土交通大臣及び都道府県というふうに読み替えていいのだと思いますが、第 77 条の 31、報告検査等に関する規定では、確認検査の業務の公正かつ的確な実施を確保するため、必要があると認めるときは、その検査機関に対して報告を求められるし、立入り検査もすることができるというふうになっています。今、小樽市にも降りかかったこの事態は、まさにここでいう確認検査の業務の公正かつ的確な実施を確保する、その必要性が迫られている事態になっているのではないのでしょうか。わかりやすく言えば、平時ではないよ、今は有事だよというとらえ方に立つのかどうか。いかがですか。

建設部長

それは確かに平時かと言われれば平時ではないだろうと思います。そのためにも国なり道が、今の検査システムがどうあるべきかということで議論されているのは、まさにそのとおりだと思っていますし、小樽市においてもそういったその独自のものはなかなか難しいにしても、国・道の指導を受けてさまざまなチェックの仕方、体制なり、検討を急ぐことになるかと思います。いずれにしても、やはり市として国・道なりの指導を受けてすべては行っていかざるを得ないだろうというふうに考えております。

古沢委員

実は、対等とはいえ、市民の側からすればやはり特定行政庁である市に対して不適かマル適か、そういう判断を求めてくるというのは当然起こり得るのだと思のです。そうしたときに、いわば平時ではないという認識ですから、先ほど言ったような第 77 条の規定で言えば国であり都道府県なのだけれども、市としてどうか。例えば第 12 条第 5 項、これは市として具体的にどのようなときにどのように発動できるのか、対応をとれるのか、ちょっと教えてください。

（建設）佐藤主幹

ただいまの御質問の建築基準法第 12 条第 5 項に基づきます報告は、個々の法律につきましては特定行政庁に対する報告ということで、建築物の設計者あるいは建築物の占有者、工事管理者、施工者などに建築基準法の条文に基づく建物の敷地ですとか、構造、それから安全、衛生にかかわる状況の報告を求めることができる、そういうふうに定められてございます。

古沢委員

平時ではないとおっしゃっているから、あえてお尋ねしますが、いわば平時の場合は個別の案件でこういう形で対応するというのは、これは理解できます。平時ではないのですから、腰を据えて個別の案件対応というわけにはいかない。市民の安全、命にかかわる問題ですから、ぜひ市としてもきちんとして腰を据えて、腰を上げて対応をとっていただきたいと思のですが、その点ではどうでしょうか。

建設部長

まさにその市民の不安という点については、同じ認識に立ってございますので、当然他の物件についても調査を鋭意進めているわけでございますけれども、やはり安全については確認していきたいと考えております。

古沢委員

安全について、他の物件についても確認していきたいという御答弁をいただきました。建築基準法を改正して以降、12年度以降ちょっと数字を拾ってみました。例えば10階建て以上のマンションで言えば、13棟あります。このすべてが民間の検査機関で確認事務が行われていて、この13棟すべて賃貸ではなく分譲マンションです。こういったことから考えても、しっかりした対応が必要だと思うのですが、これらについてもきちんと対応をとるということによろしいですね。

建設部長

先ほどの答弁に若干補足しますが、今、私ども特定行政庁でチェックした平成14年度以降の分については、内部資料に基づいてチェックを完了してございますので、安全確認できるかと思えます。民間の部分については、国・道なりがどういう対応をすべきかというようなことを検討していると聞いてございますので、それはまさに今後指示を受けながら適切に対応することになるうというふうに考えます。

古沢委員

最後です。それでは協議をして、それに対応できれば、とりたいということなのでしょうから、再チェックする体制が市の今の体制では難しいかなというふうに思うのです。どういうふうに認識されていますか。要するに、最初の、市が確認検査済書を交付した1件については、3階建ての共同住宅だったと。ところが10階建て以上のマンションというふうになりますと、構造計算について再チェックするという体制が小樽市の現状の体制であるのか、あるのだったらそれでよしですが、ないのだったらどうするのかということも含めて検討を進める必要があると思うのですが、いかがですか。

建設部長

まず、私どもの検査体制の中で、今、国が特定行政庁に義務として課しているチェック項目のチェックは、今の体制で足りている。ただ、国が検討している構造計算のチェックの仕方について、まさにそのいろいろな方法を検討しているというふうになっています。それが、仮に特定行政庁にすべて委任されるということになれば、要は計算システム、それをすべてチェックするとなりますと、コンピュータの整備だとかスタッフだとかという形で整備していかなければ対応ができないと思っていますので、それは今後の国の建築確認のシステムの変更に合わせた内容の組織の見直しはあり得るだろうと思っています。

古沢委員

そもそも根本的な原因は、最初に言いましたように1998年の建築基準法の一部改正。国会の議論経過なんかを見ても、我が党はその時点から、こういうしくみに変えることについては賛成できないという態度表明をしていました。こういう事態を心配したからです。他の党の皆さん方、自分の胸に手を当てれば、おのずから答えは出てくると思いますけれども、こういう事態がやはり、今、現に小樽の行政区域の中で起きている。市民の不安に対してどうやって対応していくか、そのことが今求められていると思うのです。だから、従来型の対応で、個別の案件で相談があったら対応しましょう、相談があったら腰を上げましょうということではいけないと思うのです。

最後ですが、市長に、そういった点できちんとした対応を、今は平時でないという認識に立った対応をとるべきだということについての見解、決意をお伺いして終わりたいと思います。

市長

確認検査の問題ですけれども、姉齒事件が発生して以来、先ほど建設部長から話したように、小樽市が特定行政庁として確認した物件については、すべて再チェックをさせました。民間確認機関がやったものは、市の方に一応

届出が来るのだそうですけれども、それ自体の書類の中身をチェックできるような書類ではないというふうに私は聞きましたので、そのあたりにいろいろなこの今の制度の問題点があるかと思しますので、大いにこれから国の方でいろいろと建築基準法の改正等をやられると思いますけれども、ぜひそういった問題を、特定行政庁での対応というものをきっちりしてほしいなど。現状で構造計算をするにはもうコンピュータソフトがなければできないというふうなことも聞いていますから、我々としては、今後、そういった対応もできるような体制をとっていきたいというふうに思っております。

委員長

報告に基づく質問はこの程度とし、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、共産党。

古沢委員

障害者自立支援法について

最初に、代表質問でお尋ねをした点に関連して、障害者自立支援法にかかわる点でお伺いしておきたいと思えます。

伺う前に、確認をしたいのですが、障害者に新たな負担を求める制度に4月1日から変わっていくわけですが、ただでさえ低収入で大変なところに、新たな負担増、応益負担ですから1割負担を原則として負担が求められる。市として独自の軽減策を考えるべきだというふうにお尋ねしました。

市長は、再々質問に答える形で、現時点では難しいというふうにお答えになりました。できないとおっしゃらなかった。現時点では難しいとおっしゃったが、それは確認いただけますね。

市長

そのとおりでございます。

古沢委員

お手元に資料を提出していただいたのが届いていると思いますが、障害者自立支援法に伴う事業予算総括表です。代表質問で、市長が、わかりやすく言えば市の持ち出し分、平成17年度と比べてどうかというふうにお尋ねしたら、2億円マイナスになりますというふうにお答えになったのを、総括表にしたのがこの資料であります。これをちょっと要約して御説明いただけませんか。

（福祉）地域福祉課長

資料について説明いたします。

これは予算編成段階で私どもの方で作成した資料でございますが、平成17年度と現行の支援費制度で、これが18年度新制度に移行した場合ということで比較してございます。単純にの支援費制度の部分でございますけれども、予算額で16億5,700万円、それから18年度が障害者福祉サービスに移行するわけですが、予算で言いますと15億2,900万円ということで、単純な差し引きで言いますと、1億2,700万円ほど18年度予算が増えるというふうになっております。この一般財源ベースで見ますと、17年度7億7,500万円、それから18年度では5億7,400万円ということで、そこで市長が答弁いたしましたように2億円、計画表の上では余裕財源があるというような形になっております。ただ、これは現行支援費制度を受けていらっしゃる方が18年度も引き続きサービスを受けていただくということを想定しておりまして、この中で本人の1割負担部分と、それから自己負担部分に移行します食費等を差し引いた形で単価が示されない中で、仮に置いて計算したものでございます。

これ以外にも、4月実施と10月実施に分かれておりまして、10月以降に新たに負担増となってくるものは、運用的にかなり盛り込まれているということでございます。こちらの方で言いますと、新たに介護給付という形にな

りますけれども、高額障害者福祉サービス、それから生活介護、ケアホーム、それから訓練等給付になりますけれども、グループホーム、それから一番大きいというふうに考えておりますけれども、地域生活支援事業ということで、若干盛り込まれているものもございますけれども、それ以外のメニューが今後国の方から示されてきて、それによって補正予算化していかなければならないというふうに考えております。

古沢委員

はっきりしているのは、サービス提供を受ける障害者の負担が増えるだろうと。ところが、その事業内容、サービス内容も含めてですが、なかなかまだ落ち着かない、はっきりしていないと。概算で結構ですが、18 年度に移行して、今おっしゃられた地域生活支援事業など、補正予算対応するというふうに整理されているものもありますが、それらを含めても市の一般財源持ち出し分の減 2 億円、おつりが来るのではないですか。概算で結構ですので示してください。

（福祉）地域福祉課長

大変申しわけないのでございますけれども、先ほども申し上げましたように、まだ単価の方が出ていない部分、それから大きく費用が膨らむと見込まれております、地域生活支援事業のメニューがまだ具体的に示されておりませんので、概算でもなかなか示しづらい。ただ、先ほど言いましたように、自己負担なり 1 割負担の分、その部分と、それから国・道の負担割合の部分で道の負担が増えてきますので、その部分では単純比較ですけれども、現時点では 17 年度よりも一般財源的には若干余るのではないかという見通しです。

古沢委員

若干余るのではないかと、その若干の幅が知りたいところなのですが、残念ながら今はまだそういう基礎的なデータの整理がついていないようですから、やむを得ませんね。新制度に移行するについて、市の持ち出し分が大幅に減ると、こんなうまい話はあまり聞いたことがないから、その点では市長と私も共通すると思うのですが、多少まゆつばでというか、大幅に割り引いて考えておかなければいけない点はあるのだと思うのです。けれども、道費から 4 分の 1 が入ってくる。何よりも利用者から負担金をいただくというしくみになるわけですから、それに対して、いわば生活困窮者といいますか、低所得者、低収入の障害者と、例えばすべてにとは言いませんよ。そうした方々にでも、やはり負担軽減策を何とか検討していくという方向はぜひ持っておいただきたいと思うのです。それが 4 月 1 日に間に合わなくても、例えば 10 月 1 日ではどうか、そういった方向性さえ持っていれば、現場でもきちんとした対応、検討を進めていくことは可能だと思うのです。これは、市長の姿勢によると思うのですが、いかがですか。

市長

実は、介護保険が導入されたときの当時をいろいろ思い出しますと、中島議員からいろいろ減免の話、相当追及されましたけれども。結局、スタートしてどういう状況になるのか、今のところサービスの利用者の問題も、それから認定制度とかいろいろありますから、どんな形になるのか全然まだ見えない部分があります。介護保険のときも若干遅れて独自減免制度をつくりましたけれども、今 2 億円、2 億円という話がありますけれども、2 億円余裕が出て収支予算を組めたという部分もありますから、決して余裕な財源が出てきたわけではないので、ですから、そういう財源の問題もありますし、それから、この事業がスタートしてどういうサービスと負担関係になっていくのか、そしてまた収支の状況、そういうものをトータルでらみ合わせて、そういったその問題もあるだろうと。そして、この法律が通ったときに 20 数件の何か附帯決議がついたという、そういう問題もありますし、全国市長会でも、この問題について 11 項目にわたって国に要望していますから、かなりいろいろな面でまだ不備な部分があるのかなという感じがしていますから、まずはスタートさせてほしいなど。その中でいろいろな矛盾点なりいろいろなものをよく精査をして取り組んでいきたいと、こんなふうに思っています。

古沢委員

独自軽減策も含めて取り組んでいきたいというお答えだと受け止めてよろしいですね。

市長

そういうことを含めて、できるかできないかも含めて考えたいと思います。

古沢委員

市長は、非常に正直に御答弁いただいたと思うのです。この 2 億円もあって、収支予算を組めたという話はなかなか最近にないわかりやすい答弁だと思って、それはそれでまた議論をすべきところはあるのですが、今定例会もこの後さらに予算特別委員会で言えば、厚生所管もありますし、常任委員会もありますし、そういったところで改めて議論をさせていただきたいと思うのですが、何よりもその現時点では難しいという中に含めた市長の心根といいですか、真意を今日はお尋ねしなかったわけです。ぜひそういう方向で、できるだけ早い時期にこういう障害者の皆さんの要望にこたえられるような、単なるそろばん勘定、足し引きの話ではなく考えていきたいなと思います。

市立病院新築の候補地について

さて次は、病院の問題です。

建設用地の問題で、ちょっとお尋ねをしたいと思うのですが、何度も聞いていることですが、市長は、二つの候補地に絞ったと、15 年です。適正配置の状況を見て、第 1 候補を断念せざるを得なくなって第 2 候補の築港地区にというふうにおっしゃられたのは、昨年 9 月の市立病院調査特別委員会で報告を受けました。実は、まずこの点を聞きたいのですが、その第 1 候補の量徳小学校用地を含む問題は、学校適正配置の議論とも重なり合って、かなり議会の中でも議論の場があったと思うのですが、第 2 候補地だと市長が言っている築港地区については、議会として、我々としては十分なのか、きちんとした報告もなかったし、審議をしたということもなかったと思っているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

（総務）市立病院新築準備室鎌田主幹

新病院の建設候補地についてでございますが、これまでも説明してまいりましたけれども、平成 14 年の 2 月に総合調整会議におきまして、候補地を現在の小樽病院敷地と量徳小学校敷地、二つ目が築港地区、三つ目が手宮の北海道石炭荷役所有地の 3 か所に絞りまして、市の内部でメリット・デメリットの整理をし、検討を続けてきたところです。この段階では、基本構想の策定前ですが、その後、平成 15 年 6 月に基本構想が策定されまして、この中で市民アンケート調査なども踏まえて、平成 15 年 8 月の総合調整会議において、三つの候補地から北荷の所有地以外の二つに候補地を絞りまして、同年 9 月の市立病院調査特別委員会で答弁をしたところでございます。この二つの候補地につきましては、それぞれ課題もありまして、現在地と量徳小学校の敷地につきましては、適正配置計画（案）との関連があり、その経過を見ながらきたところでありますが、昨年 9 月に適正配置計画（案）が取り下げられましたことから、もう一方の候補地であります築港地区で具体的な検討に入ったところでございます。

古沢委員

経過を聞いたのではなくて、築港地区できちんとした報告、議論がされたかということ聞いたのですが、昨年 9 月に、実は第 1 候補を断念、第 2 候補に転ずるというふうな報告があった際に、いろいろ議論がされました。その中で、あなた方はこう言っています。二つの候補を挙げているということ、例えばこの委員会の中で、私どもの方から説明して審議をしていただいたという経緯はございませんと。これが、9 月の時点です。数か月前の話です。その後も、それでは築港地域が市民の願う建設用地として適しているのかどうかということも含めて集中的な議論をした経過はないと思うのです。疑問があっているいろいろお尋ねはしました。これが実は昨年 9 月まで築港地区に関する理事者側の皆さんの議会に対する見解だったわけです。これははっきりさせておきたいと思うのです。

よろしいですか、これで。

（「市長が記憶にないと言っているのだから」と呼ぶ者あり）

市長

先ほど説明したとおり、議会には説明させてもらいましたよね、2 か所ということについて。当時を思い出すと、量徳の後の話には議論は集中していましたが、築港の話の質問というのはほとんどなかったのですよ。

（「それは、市長が二つあるけれども、ここだと言ったからそうなったのでしょうか」と呼ぶ者あり）

いいえ、そこが望ましいという話はしましたけれども、向こうの話というのは、御質問が全然なかったと思えますよ、その間。

（「今さらそんなこと言っても。いやいや、こっちだって言ったからだよ、二つに絞ったけれども、こっちだと言った」と呼ぶ者あり）

ですから、たぶん皆さん方も現病院のところがいいのだろう、あそこでいくのだろうというふうには思っていたのではないですか。

（「いや、会議録ちょっと整理して」と呼ぶ者あり）

古沢委員

市長は、そのとき二つに絞ったと言ったけれども、市民が願っているのはやはり現地在なのだろうなというふうにしたものだから、一気にこれは量徳小学校にらみで現地プラスアルファで、ここに建つのだというのは議会報告の柱になってしまったのです。それで議論としては、それを適正配置待ちだということだから、具体の事項についてはなかなか議論もしづらいという制約の中できたというのが去年の9月までですよ。9月の時点で、それでは築港についてはどうだったのだと聞いたときに、こういう答弁だったのですよ。先ほど言ったように、きちんとした報告もしていないし、説明もしていないし、審議をしてもらったという経緯もないのだというふうにお答えになっているのです。これは、後で会議録、犯人探しになるから、どなたかということも言えないですが、だれが言おうと市長答弁ですから、これは。理事者側の答弁ですから。

それでもう一つ、代表質問の答弁で、総務部長、お答えになってくれたことに関連します。総務部長は、以前、古沢議員にもお話ししていたと思いますがという前ふりをしながら、こう言ったのです。街区4も街区5も含めて3万8,000平方メートルだ。病院がどの位置にあるか、残った土地をどのように利用するか、このようにお話ししてきた。だから、言ってみれば街区4とは言ってなかったよと。したがって、4だったものが5に飛んだわけではないというふうにお答えになっている。もう一つ、面積の問題、3万5,000とか3万とか最終的に2万だとか、いろいろな議論経過の中で、庁内で議論して最終的に整理したのだというふうにお答えになっています。しかし、昨年9月に築港だというふう突然のように特別委員会の中で多くの委員がそういうふう思ったのですが、突然のように築港だ、進めていきますと言ったときに、いろいろ質疑があったときに、私自身が聞いたことだからよく記憶にあります、特に土地開発公社の持っている事実上市の所有地3,800平方メートルですね、あの問題に絡めながら街区4のところでお尋ねをしました。それで、それでは狭いから結局街区5、JRの持っている土地に3万までいくとしたら、切り売りしてもらわなければいけないという話にもなりますねと。つまり、そういうことがあったとしても、3万平方メートルを取得するとしたらどのくらい取得費がかかるだろうという議論をしました。私はあれこれ入れて約15億円だろうと言ったけれども、部長はその当時約12億円だとおっしゃった。そういう議論経過から見て、やはり市がせつかく持っている土地を活用しながら、そこに市立病院をというやりとりがやられたということも、これは経過としては確認いただけると思うのですが、総務部長どうですか。

総務部長

ですから、9月の時点というのは、市長から指示を受けて検討するよというということで、庁内でプロジェクトをつくって、関係する部の担当を含めて、始まったころですから。先ほど話したように、3万5,000というのは、建物1万5,000の駐車場2万という話もあったと思うので、では3万5,000。

（「1万5,000、1万5,000」と呼ぶ者あり）

まあ、それで3万というのもあったでしょうし。ですから、問題は、我々のプロジェクトの中では、基本的には病院をつくるという一つの前提はありますけれども、問題はあそこのトータルの3万8,000平方メートル全体を、土地利用の変更をしていくということが大きなやはり課題にあるわけで、どういうストーリーでそのことが可能なかどうか、これは都市計画上の問題、それから港湾計画の一部変更問題、こういったことが公立病院を建てるという一つの目的の中で変更するということが、どういうシナリオを書けるのかというあたりが一番大前提であったわけです。そういう議論を何回も詰めていって、一定程度方向性が出ると、何とかなるのではないかと、初めて病院というのが本当に何平方メートル要するのだということで、市立病院新築準備室の方に、あえて例えば2棟建て、基本構想では精神病棟と一般病棟を別に設計しますから、用地がちょっと大きくなっていると。それはどうしてもやはり離れなければだめなのかとか、いわゆる母屋と一緒にならないのかとか、そういうことを検討願って、現在の病院の精神担当の方の医師と相談してもらったり、そういうことを積み上げた結果、何とかその3万なら3万といういろいろな議論をして、ひょっとしたらその公社の土地も使うかもしれない、全体どうするかという、そういう議論の中で、街区5のいわゆる1万九千何がしかのところ建てること自体は可能ではないかという、こういう整理をしたので、いわゆるその土地利用の方向、変更の方向、そういったことも整理をして、市長に報告したわけです。それを委員会に報告した。

ですから、そういう意味では、これからいろいろ財政問題もあると思いますけれども、今、私が申し上げたように、土地利用の変更、都市計画変更の中で、どういう土地利用にこれから持っていこうかというのは、これは変更しなければだめですから、それは議会の議論も当然必要ですし、一定の手続きも必要です。そのことがあって初めて病院を建てるという議論になるので、そういう意味では街区5にしたいのですよと、残った土地については、こんな土地利用をしたいのですよと、こういうことは一度も公式には言っていませんから。しかるべきときに正式に病院はこの街区、こちらの街区はこういう土地利用をする、こういうことは報告させてもらって、御審議をいただくという、こういう格好になるのかなというふうには思っております。

総務部吉川参事

先ほど、犯人探しの話だと、恐らく犯人は私なのだろうと思いますので。あのやりとりは、いわゆる市側からそういう報告をして、審議をしてくださというようなことがあったかというようなことがありましたので、こちらからの報告ではなくて、委員の質問に答える形で、市長からそれぞれの土地の課題も含めて説明申し上げたということ。その後審議がなかったというのは、何回か古沢委員の方から、エリアの問題だとか、やりとりはあったと思いますけれども、集中的にそういう審議がなされたという事実はなかったという意味で申し上げたということでございます。

それと、その後、実際去年の9月に課題を整理するというのをやってからは、救急の問題とか、災害の問題とか、そういうことで論議されておりますし、今回もプロジェクト、病院の方からすれば、何とか病院を建てられるようなことをプロジェクトにお願いして、そのプロジェクトの経過報告ということで申し上げておりますので、今後それについて審議がされていくのだろうと考えております。

古沢委員

その街区の問題で言えば、市の事実上の持分の土地である土地開発公社の土地、これは1億4,000万円、簿価で買戻さなければいけない。例えば、こういう議論もありました。土地の鑑定評価を行っていないし、土地形状の異なる土地所有者、つまりわかりやすく言えば、ほかに何人かいらっしゃる土地の所有者という意味だと思うのですが、それとの協議が今後行われていくだろうと、行われる必要があると。そういうような議論経過から見て、なぜ街区4から5へ突然かというふうにした。これが、私の疑問とするところでした。

それから、面積の問題で言えば、これも9月のときですが、なぜ1万9,000平方メートルかというのは、あなた

方はどうおっしゃっていて、これは上野委員が質問したのですよ、そのときの話ですけれども。上野委員は第二病院の敷地だという意味合いでお尋ねしたのですが、それに対してどのように答えたかというのは、3 万平方メートルは必要だと。第二病院は 4 万平方メートルあるけれども、平たんなところは 2 万平方メートルしかない。3 万平方メートルのためには大変な造成工事が必要だから、あそこはだめなのだと言ったのです。2 万平方メートルしかないから、3 万平方メートルにするには大変な金がかかるからだめなのだ。交通アクセスやいろいろなことはまたほかにありますよ。けれども、土地面積に関して言えば、そういうふうにお答えになったのです。つい先月の 22 日におっしゃられた、1 万 9,000 平方メートルになってしまったのではないですか。これを突然と言わずして何と言うのですか。

総務部吉川参事

確かに第二病院の敷地の議論がございましたときには、基本構想というのは、御承知と思いますけれども、建設地を特定しないで策定せざるを得なかったわけでありまして、最近の建設事例等から、建物については病床数から割り出しております、建物分で 1 万 5,000 平方メートル、そのほかで大体病床数ぐらいの車両がとめられる駐車場が必要であろうということで、約 3 万平方メートルぐらいは必要なのではないかということになります。実際、事例としては、敷地をとれるところは 6 万平方メートルとかということもありますし、もっと狭いところもあります。ただ、実際に、今回そのプロジェクトの中で区画道路というのがありまして、それはいかんともしがたい中で検討したわけでありまして、当初は駐車場もそこで平面駐車場を考えていたのですけれども、それを重層化といえますか立体化といえますか、どうなのだと。あるいは、病床数と同等の駐車場が一般的と言われていたけれども、実際ではどうなのだと。実際にその駐車場があるところの利用率はどうなのだというのを再度いろいろ調べまして、その結果、病床数までは要らないのではないかという中で、立体化することによって、この街区でおさまるのではないかというような検討をしてきたという経過でございまして、第二病院の敷地の論議があったときには、基本的にはやはり基本構想で考えて答弁申し上げたということでございます。

古沢委員

これは 9 月の委員会だよ、今おっしゃった答弁は。それから、築港にするよと言っていたときの議論です。

角度を変えて聞きます。国土交通省の下にある社会資本整備審議会というのがありますが、2 月 1 日に新しい時代の都市計画はいかにあるべきかという第 1 次答申を出しています。これは、一般質問で新谷議員が幾つか引用しながらお尋ねをしておりますが、これをちょっと要約、わかりやすいようにちょっと整理したいと思うのですが、まず最初に、「はじめに」というところで、この第 1 次答申の趣旨が簡潔に記されていますが、どのように述べていますか。

（建設）都市計画課長

まず、社会資本整備審議会の答申についてでございますが、この答申につきましては、まちづくり三法、中心市街地活性化法、改正都市計画法、大店立地法が制定された、もう 7 年たっていますが、なかなか都市の中心市街地の衰退がとまらないということで、いかにあるべきかということで、昨年 6 月に社会資本整備審議会に対して諮問を行って、その答申がなされたものでございます。その中の「はじめに」という中では、やはり中心市街地の衰退がとまらないと、何とかしてこの衰退に歯止めをかけまして、中心市街地のにぎわい、都市の魅力を創出していかなければならないという視点での答申でございます。

古沢委員

第 1 章では、「都市機能の拡散と中心市街地の空洞化」として、その中で、都市機能の拡散という項ではどのように言っていますか。

（建設）都市計画課長

都市機能の拡散につきましては、公共公益施設の郊外移転と大規模商業施設の郊外立地と 2 点挙げられていまし

て、公共公益施設につきましては、庁舎、総合病院、文化施設など、これまで都市の中心部に立地していた公共公益施設が建替え時に郊外へ移転するケースが目立っていると。このようなことから、いろいろ都市中心性が阻害されているというようなことが書かれています。また、大規模商業施設の郊外立地につきましては、商業施設の大型化と郊外立地という傾向はモータリゼーション、流通革命、需要構造等の変化によって生じ、規制緩和によって顕在化している。以上 2 点の問題を指摘しております。

古沢委員

郊外をどういう概念でとらえるかというのはいろいろあると思うのですが、小樽で言えば、210ヘクタールの中心市街地を外れれば概念的には郊外により近づくという、そういうことになると思うのですが。それと、商業施設の大型化、規制緩和で顕在化したと言っていますね、大いに反省しているわけです。それでは、その後の中心市街地の空洞化ではどのように言っていますか。

（建設）都市計画課長

中心市街地の空洞化では 3 点指摘しておりますが、居住人口の減少と商業機能の衰退の関係ということで、都市の中心部では、人口の減少と商店の郊外移転が進んでいると。二つ目は、業務機能、文化交流機能における中心性の低下というのが挙げられておまして、機能系につきましても中心性が失われつつあると。もう一つは、空き店舗、空き地の増加ということで、中心市街地における空き店舗、空き地が増加しているということが述べられております。

古沢委員

これに関連して、いわゆるまちづくり三法が整備された時点と今日とを照らして、この答申で言っている商業機能の衰退というところで、小売販売額、売場面積、それから空き店舗、それと交通量、これらについて、経済部で資料があったら説明してください。

（経済）本間主幹

今お尋ねのありました、まず商業販売額についてでございますが、商業統計調査によりますと、これは小樽市全体の小売商業販売額でありますけれども、平成 11 年は 1,856 億円、そして平成 16 年の同様の調査によりますと 1,592 億円ということで、264 億円の減少となっております。次に、空き店舗の状況でございますけれども、基本計画に定めております中心市街地のエリア内、主に小樽市商店街振興組合連合会に加盟しております 15 の商店街を対象に空き店舗の調査を行っておりますが、平成 11 年 12 月の調査によりますと、空き店舗数で 33 店、率で 4.8 パーセント、同様に昨年 12 月の調査では、空き店舗数で 59 店、空き店舗率で 9.8 パーセントということで、空き店舗数で 26 店、空き店舗率で 5.0 パーセントの増加となっております。また、歩行者の通行量の調査の関係でございますが、本市のいわゆる中心 3 商店街、都通り、サンモール、花園銀座の三つの商店街の 7 地点を毎年春と秋に調査してございます。平成 11 年秋の調査、これは 9 月に行っておりますが、平日では 5 万 6,182 人、休日では 4 万 7,890 人、同様に昨年 9 月の調査でございますが、平日で 4 万 2,939 人、休日で 3 万 3,840 人、歩行者数で平日は 1 万 3,243 人の減少、率で 23.6 パーセントの減少、同様の休日数が数で 1 万 4,050 人、率で 29.4 パーセントの減少となっております。

古沢委員

これが実は小樽の実態を表す一つの数値なのです。こういうことが全国的に進みまして、鳴り物入りだったまちづくり三法が機能していないという、そういう問題点が浮かび上がったわけです。それで、新たに中心市街地をにぎわい活性化させつつ、新しいまちづくりをどうしようかという問題意識がここにあったのだと思うのですが、例えば第 2 章で、都市構造改革の必要性和方向という項が起きています。そこの今後の課題というところで、どのように言っているか、これも簡単に結構ですから。

（建設）都市計画課長

結構書いているのですが、要約しますと、広域的都市機能をはじめとする各種都市機能が無秩序に拡散すると中心が散在し、都市の中心が空洞化することになる。このことにより、公共交通機関の維持、都市経営コストの増大、都市の魅力の喪失、エネルギー効率の低下、コミュニティの維持が困難になるなどの問題が懸念される。また、広域的都市機能の拡散立地により新たな公共投資を余儀なくされるおそれがある。このように書いております。

古沢委員

広域的都市機能というのは、この答申の中でも説明を加えていますが、例えば市立総合病院なんかはまさにこれに当たってくるんですね。ここで、改めて都市構造改革の必要性というところで、都市機能の立地の適正性について触れておりますが、その中で、5点ぐらいに要約して触れていると思うのですが、説明していただけますか。

（建設）都市計画課長

広域的都市機能の適正な立地ということで、まず何点かその立地の配慮点が述べられていますが、既に市街地として道路など広域的なネットワークが整備されており、市街地環境、インフラなどに想定外の広域的な影響を与えないと見込まれる地域であること。周辺地域から鉄道、バスなどの公共交通機関の活用が可能であるなど、自動車利用者以外のアクセシビリティが確保される地域であること。公共交通ネットワークを維持するために一定程度の都市機能の集積がある地域であることというのが、3点述べられております。

古沢委員

それでは、まだこの答申に関してはお尋ねしたいこと、議論したいことはあるのです。ただ、反省していると言っても、本当に真から反省しているかどうかという議論も確かにあるのですから、これも多少割り引いて考えなければいけないのですが、とるべきかじは切り替えようとしているということは読みとれると思うのです。だから、そういった方向からいって、市立病院を築港地区に誘導、立地しようとするのが、果たして今お答えいただいたような方向性からいって、どうなのだろうかと大きな疑問に突き当たるわけです。やはりそういうことを積み重ねていけばいくほど、要するに中心市街がにぎわいどころか寂れていく、こういう状況を加速させてしまうのではないかと。やってはならないぞと反省の上に立って、自戒の意味を込めてこの答申を述べているのではないかと、このように思えてならないのですが、いかがですか。

（建設）まちづくり推進室長

都市計画の答申ということで、私どもの方から答えさせていただきます。

基本的には、今の御質問の中で、その都市機能の拡散という問題がございますけれども、既に病院の関係につきましては、市立小樽病院、それから第二病院というものの中では、基本的に二つの病院があって、そういった二つの病院を一つにしていこうということで、都市経営の集約というか、そういうものが一つ整理されると思います。それから、今お話がありましたように、やはりインフラ整備を伴わないで土地利用ができるということも報告書の中に一つございます。そういった中では、築港地区の区画整理事業でインフラ整備を終えたという部分の中での土地利用ということでございますので、都市計画上、やはりそういった中で、インフラ整備を伴わない場所に持ってくるという観点では、別に問題がないのかなと。ただ、中心市街地に持ってくるということになりますと、先ほどから議論がございましたように、面積がかなり大きなものになります。そういった場合は、やはり市街地の整備ということがございまして、2ヘクタールなり3ヘクタールなりの更地を整備するということになりますと、当然大きなインフラ整備に変わるという状態になりますので、そういった部分では有効な土地利用を図られる、未利用地の土地利用が図られるという観点で考えてございます。

古沢委員

私の質問をまとめますが、都市計画制度を利用して、活用して、都市機能を適正に中心部、市街地に誘導立地しようではないかという趣旨もこの中では貫かれている。例えば現在地、小樽病院の現在地7,600平方メートルです

か、ここは都市計画上、用途地域ではどういうふうになっているのですか。

（建設）都市計画課長

現在の小樽病院の敷地につきましては、現在の用途地域は第 1 種住居地域となっております、容積率 300 パーセントになっております。

古沢委員

これだってあなた方が言う、総務部長が言うように、国土交通省かどこかへ行って、すり合わせして内諾を得て事を進めるといったって、そんなことをしないで自分たちの権限で、そして都市計画上、このしくみを活用していったって、例えばこの地域に用途変更して容積率を 400 パーセントにするということだって可能か不可能か、ちょっとお答えください。

（建設）都市計画課長

制度的には市決定でございますし、いろいろな誘導という観点で容積率の緩和は可能かと考えています。ただ、現在も 300 パーセントということで、周辺が近隣商業地域でも 200 パーセント、かなり周りと比べてワンランク高い容積率を指定しております。その中で、日影規制などの周辺の住宅に与える影響だとか、そのようなことを考えるとさらにアップするというのは難しい点があると考えております。

古沢委員

都市計画制度は、先ほどの答申ではこう言っていますよ。用途地域や容積率の指定などにより都市的土地利用の適正配置を誘導する機能を有している。その後、広域的都市機能の適正立地、つまり病院の立地もこうしたしくみの一環として対応することが必要だと言っている。だから、可能であるのだったら、そういうものにも選択肢を広げて、例えば中心市街地で建ててほしいという 8 割の市民の要望にどうやってこたえていくことができるか。用途変更をかけて、そして仮病棟を設置して、そして経営を続行しながら現在地で建てることできないか、これが一つ。それがどうしてもいかんともしがたいのであれば、病院施設規模は見直さないわけですから、皆さんは。見直ししてもいいと私は思っている。であれば、現在地プラス第二病院の用地だってあるでしょう。それから、上野委員にはもう切捨て御免だったのですが、2 万平方メートルあるでしょう、第二病院には。

さらには、ちょっと教育委員会に聞きます。耐震化優先度調査、どのように今進んでいるのですか。

（教育）総務管理課長

耐震化優先度調査につきましては、昨年度から 2 年間かけて市内の小中学校をやっておりまして、現在、実施の 2 年目につきましては、このコンクリートの圧縮調査の委託が 3 月 10 日までとなっておりますので、その調査報告を待って、部内、建設部とあわせて優先度順位を確定して、そしてさらには、16 年度とあわせて年度内にすべての調査・報告を終えたいと思っています。

古沢委員

そうすれば、量徳小学校の廃校はやめたのですけれども、例えば今進めている耐震化優先度調査で、量徳小学校が対策工事、補強工事に対応するのか、そっくり建て替えなければならないのかと、この先の話ですよ。けれども、いわばちょっと先にはそういったことを決めなければいけないという大きなテーマを抱えているわけです。これは極めて乱暴な議論かもしれないけれども、そうなったときに 1 万 5,000 平方メートルと 7,600 平方メートルを入れ替えるということだって例えば選択肢として出てくるかもしれないでしょう。1 万 9,000 平方メートルでできるものを 1 万 5,000 平方メートルでできないという話はない。今言ったように、選択肢は答申が示しているような方向でまちづくりを進めていこう、答申のいいところだけ、私はつまみ食いしたわけだけれども、その方向でまちづくりを進めていこうとすれば、その方向性で選択肢はいかようにも広がっていくではないですか、どうですか。

（総務）市立病院新築準備室鎌田主幹

まず、先ほどお話にありました現在地での建替えについてでございますけれども、これは二つの病院を統合新築

するという計画が出た際に、現地での検討はもちろんしております。この中で先ほど委員がおっしゃったように 7,636 平方メートルの現在の敷地を使った場合、建物の延べ面積の限界というのが 2 万 3,000 平方メートル程度でございます。この面積で考えますと、可能な病床数というのが 322 床と考えています。

（「400 にしたら」と呼ぶ者あり）

容積率を 400 パーセントにした場合は 338 床でございます。ですから、おおむね 62 床程度今の計画から減らしていかなければ現在地での建替えはまずできません。

（「そうすればできると言えばいい」と呼ぶ者あり）

駐車場についてでございますけれども、1 階の面積というのは建ぺい率からいって 5,345 平方メートルですから、そうしますと空地の面積というのが。

（「今言ったやつを全部答えていただいたら、えらいことになる。そうやって広がるのではないかと、私は提起したのだけれども」と呼ぶ者あり）

（建設）まちづくり推進室長

用途地域の関係とそれから容積率の関係でございますので、既にこの地区につきましては第 1 種住居地域ということで、300 パーセントまでアップしたという経過がございます、平成 6 年に変更されたのでございますけれども。そういった中で、確かにそれ以上は容積率のアップ、これは病院の方からもございましたけれども、やはり周辺的环境、そういったものを、先ほど都市計画課長が申しましたように、周辺環境だとか、そういったことを整理しながら 300 パーセントまでアップしたと。これにつきましては、都市計画審議会等で御協議いただいて、そういう形になったということで御理解いただきたいと思えます。

総務部吉川参事

今ちょっとやりとりがありましたけれども、数字的には、例えば 400 パーセントにしたらどうなのだというのが出てくると思います。ただ、基本構想で言っているのは、今、基本的にはやはり市民がどういう医療が必要なので、そのために市立病院がどういう役割を果たしていくかというのが基本ですので、そのためにはやはり建物としても 1 万 5,000 平方メートルの土地がいるということの基本構想、それに対して小樽病院は全部で 7,700 平方メートルしかないわけなのです。数字的に、例えばすぐくのっぼのビルを建ててやっても、では患者が上から下まで右往左往するような病院になるのかということも、ありますし、もう一つ、やはり診療を続けながらの建築はあそこではできないと私も考えております。幾らお金をかけてもいいとか、例えば 1 回仮設を築港に建てて、そして壊して直すということは、そういうふうなのがあるかもしれません。

（「私たちは専門家と意見交換しているけれども、できるという話をもらっているよ」と呼ぶ者あり）

私の方で承知しておりませんが、いただければまたそれなりに答弁したいと思いますけれども、現実的に無理だと思います。ほかの例でも、例えば空き地に隣接していて、そこに一部を建てて一部壊してという例はあります。それにしても、診療機能に物すごい制約を受けます。騒音もあります。物すごい診療収益の、例えば 2 年なりのダウンがあります。そういうものを加味したときに、やはり現地での診療を続けながらの建替えというのは、私どもは現時点ではできないと判断してございます。

古沢委員

これは一つ一つに検証してどうですかと聞いたわけではなくて、こういうふうに広がるではないかと。だから今必要なのは何かといったら、市民が願う方向で新病院をどうやって建てようかということにいま一度、ここで一番ちょっと考えてみようとして従来から言っているのです。築港だということに決めたから、さっともういってしまうというふうにはならない、ちょっと待ってほしいということを言っているのです。そういう立場から考えたら、吉川参事が言ったけれども、現在地ではどうにもならないというけれども、1 級建築士の見解で言えば、仮病棟さえ

うまく工夫すれば、それは建替えですから、現在地で経営しながらの建替えですから、建替えの工期は長くかかったりいろいろマイナス面は出ますよ。けれども、10 億円のお金をつぎ込んで土地を買おうとしている市長が、それ以下で済むやり方だってあるのだということを私は言っているのですよ。しかも中心部でということ。そういう方向についてもう一回ちょっと検討してみませんかということを提案しているのですが、いかがですか。市長。

市長

やはり先般も医師確保の問題で質問がありましたけれども、そういうトータルで物を考えますと、やはり一日も早くこれを進めなければいけないという問題がありますので、今ここで立ちどまって、再度また仕切り直しみたいなことにはなかなかならないのではないかと。我々としては一日も早く進めたい、そのために、今ある土地を有効活用して、理想的には精神科を別棟ということもありましたけれども、いろいろな知恵を出して、その中でおさめるのであれば一番理想的かなというふうに思っています、そういった関係でこれからは今の方針どおり進めていきたいと、立ちどまる余裕はないのではないかと考えております。

（「納得できない」と呼ぶ者あり）

古沢委員

私は代表質問のときにもお尋ねする中で触れましたけれども、1 日当たりの外来、基本構想では 1,500 人です。それが 3 分の 1 減りました。1,059 名だったと思いますけれども、今年度の決算見込みを元にすれば、3 分の 1 減りました。総務部長が答えたように、3 万平方メートルだと言ったのが、わずか半月前に 1 万 9,000 平方メートルというふうになりました。これでも 3 分の 1、突然用地は減りました。しかし、規模は変えて、あれだけ 1 万 5,000 平方メートル必要だと言っておいて、そして量徳小学校だというふうになれば 2 万 3,000 平方メートルで済ませると言っておいて、築港だと言ったらまた 3 万平方メートルだ 3 万平方メートルだと言っておいて、2 月の下旬の特別委員会では 1 万 9,000 平方メートル、街区 5 だと。そこまで検討が進んでいるのだしたら、その先だって検討、選択肢を広げていくことはできませんかということをお尋ねしているのです。どうですか。

助役

今、市長も話しましたけれども、今までもいろいろ議論をされてきています。築港が集中審議されなかったというお話もございましたけれども、我々としては提議をして 2 か所という形での議論も、もうこの山田市政になってから特別委員会を設けてもう 8 年目になるわけですから、そういう中でこの病院問題というのは議論してきているという経過がありますので。そして、その可能性についても、先ほど参事なり主幹なりも答えたように、現地建替えをはじめいろいろな経緯は我々も検討してきてございます。そういう検討経過の中で、面積も含めて今回街区 5 に対しての 1 万 9,000 平方メートルというものを案としてとりあえず示しているということですから、それに基づいて、それがだめだということであれば大いに議論をして、よい方向でいろいろな意見なりなんなりは出して結構だと思いますけれども、我々としては、先ほど市長が言ったように、一日も早い形で今の計画を進めていきたいと、このように思っています。

古沢委員

終わりますけれども、一日も早く、早期にというのは私たちも一致するところです。いろいろな問題も含まれますけれども、やはりよって立つべきところは、市民がどういふところに市立病院を建ててほしいと願っているかということ、やはり軸足としてはきちんと据えなければいけないと思うのです。あなた方は築港の地域もそのエリアだとおっしゃるけれども、これとて私にしてみれば、ある日突然みたいな話ですよ。だから、やはり中心部、中心市街地のエリアの中で何とかならないかという方向を、しかも、できれば市長が二つに絞ったというときにおっしゃっていた小樽病院現在地あたりがいいというふうに市民が一番願っているのしょうねと、それに沿うような形で検討していただきたいということを重ねてお願いして、質問は終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

横田委員

安全・安心なまちづくり条例について

代表質問で、安全・安心なまちづくり条例をつくってはどうかとお尋ねしまして、年内に何とかしたいと、そういう御答弁をいただきました。

今日もちょっと新聞を見ていましたら、布団たたきおばさんの、奈良県の平群町でしたか、あそこも本定例会で安全・安心のまちづくり条例をつくって、騒音対策だとか、そういった迷惑行為に対する条例案を可決するのだという話も出ていました。私、代表質問でも申し上げましたが、平成 11 年の第 4 回定例会で同様な質問をしたわけですが、その際は、時期尚早というお話でしたが、軽くいなされまして、なかなかガードがかたいなという思いをした記憶があります。今回はやるというお話ですけれども、まだ安心しておりません。確かに新しい条例を 1 本つくるというのは、相当なエネルギーがかかるでしょうし、いろいろな研究なんかも調査も必要でしょうし、あるいは関係団体等とも調整なんかも必要でしょうから、それはすぐやれよという話ではないと思いますけれども、ぜひせひ年内、しかも早めに、こういう状況ですので、いろいろ子供が被害に遭っているという状況もありますので、早めにやっていただきたいなと思います。そういった意味で、確認も含めて何点が質問します。

昨年、一昨年あたりの小樽市内の刑法犯の発生状況などを把握していましたら、お知らせください。

（市民）総合サービスセンター所長

小樽市内の刑法犯の発生件数でございますが、御承知のように、刑法犯と申しますのは強盗や殺人などの凶悪犯、傷害や恐喝などの粗暴犯、それから窃盗犯、それから詐欺や横領などの知能犯、強制わいせつなどの風俗犯、公務執行妨害、住居侵入等のその他を含めまして刑法犯というふうにまとめてございますけれども、小樽市内の発生件数では、平成 16 年が 1,788 件、平成 17 年が 1,252 件ということになっております。

横田委員

減少傾向にありますますが、単に今説明もありましたけれども、いわゆる刑法犯は自転車泥棒から万引きから全部入ってくるわけでありまして、その中でちょっと私が調べたというか、聞いた範囲では、重要犯罪、いわゆる殺人、強盗とかの凶悪犯が 16 年は 4 件だったのですが、17 年は 12 件、単純に 3 倍ぐらいの発生があったということで、小樽は安全だ安全だとは言っていない状況、各地も同じですけれども、そういう状況かなという認識はしております。

それとよく子供に声かけ事案といいましょうか、登下校の途中で声かけ事案なんていうのがありますが、これらについては、教育委員会の方ではどのような押さえをしていますか。

（教育）指導室寺澤主幹

声かけや不審者などについて学校からの報告によりますと、平成 15 年に声かけは 25 件、不審者 8 件、平成 16 年は声かけ 11 件、不審者 7 件、平成 17 年度は 2 月末現在ですが、声かけ 19 件、不審者 27 件となっております。

横田委員

概要というか、不審者が 27 件というと、結構多いのかなという気がしますが、どんな不審者というか、どんな内容でしょうか。

（教育）指導室寺澤主幹

不審者の概要というのですか、写真を撮られたとか、それから後をついて来たとか、それから体に触れようとしたとか、そのような内容でございます。

横田委員

この安全・安心なまちづくり、もちろん全般といいましょうか、いろいろな犯罪あるいは交通事故、それから今のような学童を守るといいましょうか、それをすべて含めてというふうには私は思っています。道の条例もそういうふうになっておりますが、特にやはりその昨今の子供の安全をどうやって守ろうかというところの部分に非常に重点を置いているのが道の条例、それから各地の条例ですね。小樽市もその道条例に基づいてつくられた指針があるのですが、それにさらに基づいていろいろ対策をとっておられるようでありますが、防犯ブザーを全校生徒に配るという話ですが、これはどうですか、今もそのとおり行っているのですか。

（教育）学校教育課長

防犯ブザーにつきましては、昨年 4 月に全小学校、中学校、全生徒に配布、貸与という形でございまして、現在も有効に使われていると思っております。

横田委員

私も、小学生の子がランドセルなんかにぶら下げているのを見ていますが、実際鳴ったのはもちろん聞いていないのですけれども、音が鳴るだけであれば、周りに人がいなければどうにもならない。現実には音は相当遠くまで聞こえる状況なのですか。それは聞いたことがあるのですか。

（教育）学校教育課長

防犯ブザーの音につきましては、今日実物を持ってきて鳴らせば一番わかるのでしょうかけれども、音の大きさというのは本当はかなり大きな音で、こういう室内でやると本当に響き渡るという表現が適切かと思っておりますけれども、かなり大きな音がしますので、屋外で鳴っても周り人には十分聞こえる音だと思います。

横田委員

総務の委員会室で鳴らしてみますか。

今言ったようなその防犯ブザーを持たせているところというのは、結構あるのですが、さらに、もちろんお金もかかるのでしょうかけれども、いろいろなシステムが各地で導入されているようであります。テレビなんかでも何回もやっていますが、品川区あたりは、PHSの「まもるっち」と言ったかな。ぱっと引くと何のたれ兵衛という生徒がどこで発信したかというのが市役所庁舎内でわかるようになっていまして、それで、PHSですから会話もできると、どうしたのとか、そういうことができなくてもその位置がわかる。それから位置がわかった途端に周辺にボランティア登録している家庭がありまして、そこからすぐ行ける。だから、役所から駆けつけるのではなくて、地域の人にその連絡を、メールなりあるいは電話なりと。それに 2 億数千円ぐらい出している。小樽はそんなにかけれないと思いますが、そういうシステムだとか、それからマラソンで使っているチップがありますね。体温を測る、個別の情報を個人の番号で入れて、そういうチップは二、三千円で買えるのですが、これを学校周辺に感知するセンサーをつけて、何時何分にここを通ったというのがわかる、あるいは通ったら親にメールが自動的にいくようにする。これは比較的安いシステムですけども、報道を見ますとそんないろいろなことがあるようですが。小樽市はその防犯ブザーにとどまるのか、あるいは何かお考えがあるのかについてはどうでしょうか。

（教育）学校教育課長

昨年、防犯ブザーを配布して、その後いろいろな取組を我々としてはやっております。子ども 110 番への拡充だとか、それから地域との連携というような形の中で、各学校でそのPTAを通じまして地域の方にいろいろなそのチラシを流して、情報を流して子供たちを守ってもらうということもやっております。

さらには、今、横田委員からお話がありましたように、そういったPHSを使うという形の中で、PTAの方からそういった御意見もいただいておりますし、私どもの方もそれを否定するというものではございませんので、現在、何社かそういった部分の民間会社の方で、セールスと申しましょうか、PRにまわっていますので、そういったものを見ながらやっております。

ただ、現在は、そういった機械というよりは、やはり子供は自分の身は自分で守るという形が一番重要なポイントではないだろうかというふうに思っております。そういう防犯教室の開催と申しまししょうか、そういったものを各学校に広げていって、子供が自分なりに不審者に遭遇したときのシミュレーションと申しまししょうか、そういったことをやはりやっていくべきだろうという考え方を持っておりますので、今そういう中で、防犯教室、それからそういったものを含めた形で、児童といいますか、そういった子供を守る取組を行っているところであります。

横田委員

まさしく、私も、今、学校教育課長がまとめたようなことを言いたかったのです。機械にだけ頼っていてはだめだと。要するに、あくまでも補助的なものとしてやらないよりはやった方がいいなという程度であって、本当は自衛あるいは保護者たちが一生懸命守らなければならないということではないかなと思います。防犯ブザーというその現物を小樽で持たせているということでもありますから、それについて関連する話をさせていただきました。

それから、今、子ども 110 番の話も出ましたが、私の家にも張っておりますけれども、旭川市なんかは家のみならず、市役所の公用車に子ども 110 番というステッカーを張って、公用車にも逃げ込んでこれるように、特殊車両を除く公用車 200 台とか言っていましたか、そんなことで地域の子供たちを守るようにしている事例もあるそうですので、こども 110 番もまたもう一つこういったことを進めていただければと思います。

これが最後になりますけれども、道予算でのスクールガードといいましょうか、要するに子供たちを守るための予算が前年度から大幅増ということですので、二千数百万円ついたのでしょかね。指定自治体というのが、昨年はたしか 5 自治体だったように思いますが、今回スクールガードというのが 10 自治体に広げたということですが、これは小樽市はどうですか。

（教育）総務管理課長

スクールガードの今言われた件につきましては、小樽市は入っておりません。

横田委員

ぜひ入っていただいて、道の予算をいただければと思いますので、その点については今後の課題の一つとして、これは申請すればもらえるというものでないの。どういう仕組みなのですか。

（教育）総務管理課長

スクールガードの養成につきましては、趣旨としまして、防犯の専門家とか、あるいは警察官 O B の方をスクールガードリーダーとしまして市が委嘱する。そして、地域の学校の指導者としてボランティアで、そのままそういう技術とかを教え込まれた方々を学校に配置して、そして子供たち、学校などで不審者対応を教えるというようなシステムでございますので、我々としてはそこまでいけるかどうかという問題もありますので、今、学校教育課長からも話がありましたけれども、種々子ども 110 番の家とか拡充をいろいろ図っております。それらの中で、やはり地域の方とかとの連携、あるいは警察の方と協働の下で防犯教室を開催するということがございますので、それらの中でそういうスクールガードの導入につきまして研究してまいりたいと考えております。

横田委員

ぜひ、してください。ぜひ、そういったことを盛り込んだ条例を早期にやっていただけるように、やるという御答弁ですので、これ以上あれですけれども、期待しておりますので、よろしく願います。

情報管理について

次、情報管理といいましょうか、電子情報の管理ということになりますが、至るところでウィニーというファイル交換ソフトを通じていろいろな情報が流出しております。特に何か警察が多いようですが、道内は江別署でしたか、それから、今日出てきたのは愛媛県警の 2 件でした。あと海上自衛隊ですか、それから刑務所なんかもありましたし、一般行政庁もありましたけれども、やはりその非常に重要な情報を保有しているわけですから、それと当

然そのプライバシーに関する情報だとか、あるいは病院ですと、いろいろな病気の関係ですとか、漏えいするということは非常にダメージといいましょうか、そういうことになるわけでありまして。それで、そのどういうふうに対応されるかという話になるのですが、全庁舎、消防あるいはその病院なんかも含めて、個人のノートパソコンを持ち込んで使用されている事例はあるのかということをお聞きします。

（総務）情報システム課長

個人のパソコンの職場への持込みですけれども、現在、市の方では庁内 LAN を中心にネットワークを組んでパソコンを使用しております。その庁内 LAN に接続するパソコンについては、原則個人のパソコンを使用しないということになっております。例外として、申請を出していただいて、その使用期間、2 日とか 3 日とかいうことではなくて何か月という範囲ですけれども、そういう間は家に持ち帰らないというルールで申請を出して接続しているものが 3 台、現在ございます。そのほかに庁内 LAN には接続しないけれども、パソコンを使うというようなことは、その職場の管理者の監督の下で何台かはあるというふうには聞いておりますけれども、非常に少数というふうには認識しております。

横田委員

3 台というのは非常に少ない台数です。大体が今の漏えいしているところは、個人のパソコンを持ってきて、家へ帰ってウイルスに感染して流出したようになっているので、その辺の管理はしっかりやっていただきたいと思えます。

それでは、時間があまりないようでございますので、庁内 LAN の話というかネット接続の話をしてします。これは十分に監視と申しますか、だれがどこにアクセスしたかだとか、どんなメールを出したかというのは情報システム課で全部わかるのですか。

（総務）情報システム課長

ネットワークでの利用者のそういう利用状況ですけれども、まずホームページの閲覧については、現在ログということで記録をとっております。どういったホームページを閲覧したかという記録は、どのパソコンからということはあるような仕組みにはなっております。メールについては、ログという記録はとっておりますけれども、それをあえて保存するということはしておりませんので、だれがどこにどういうメールを出したかということについては記録は現在ございません。

横田委員

メールでいろいろ問題もあったようですので、その辺ももしできれば、簡単にできるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

一般的なそういった情報漏えいに対する対策ということをお聞きしたいのですが、その概要をお聞きしまして、それからもう一点、今回予算の中に情報の整理、700 万円ぐらいの予算がついていますが、これはパソコンを購入するという予算なのかなと思えますが、その 2 点について聞いて私の質問は終わります。

（総務）情報システム課長

まず、そういう情報の漏えいに対する対策、基本的な対策でございますけれども、平成 16 年 10 月にデータ及びパソコンの管理についてということで、電子計算書式の管理者ということで、総務部長名で通知を出しております。その中で、先ほど言った個人のパソコンは極力使わないようにする。それから、データの管理につきましては、フロッピーディスクやそれから CDR 等のリムーバブルメディアで情報、他のパソコン等に渡さない。基本的には庁内 LAN ですので、サーバーというものにそれぞれ接続していますので、それにデータを保管しなさいというルールを決めて、そういうデータ、情報が漏えいすることを防ぐ仕組み、それからルールというふうなものを決めております。

それから、700 万円の新年度の予算につきましては、中身的には庁内に 1,000 台弱ほどのパソコンをそれぞれの

職員が使っておりますけれども、それがもう 6 年目、7 年目になるものも出てきておりますので、それら、壊れたパソコンから取り替える、若しくは壊れても修理して使えるものを修理して使うと、そういう中で数十台の予算を組んでいる。あとは周辺のプリンタ等の機器ということで、新規に大幅に購入するという内容ではございません。

佐々木（茂）委員

成年後見制度について

まず初めに、成年後見制度の利用について、昨日質問をさせていただき、平成 13 年度から 11 件の相談があって、1 件が市長申立てをして後見を開始したということで、申立ての費用などを市が支援することにしておりますということの御答弁をいただきましたが、これにはどれぐらいの費用がかかるのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

（福祉）相談室長

ただいまの御質問でございますが、成年後見の申立ては家庭裁判所にいたします。私ども支援策として予算で計上しておりますのは、裁判所の基準で決めております申立て手数料、登記手数料、郵便切手、こういった内容のもので 9,000 円程度が基準になっておりますので、これで支援策を決めております。

佐々木（茂）委員

今お答えいただきましたけれども、このほかに特別なことはございませんか。

（福祉）相談室長

家庭裁判所に成年後見の申立てをした以降に、いわゆる申立て手続等々が進んでいく段階で、後見又は保佐といった区分で本人の判断能力を判定するというので、判定費用はおおむね 10 万円程度、こういったものが発生する場合がございます。

氏名票規程について

佐々木（茂）委員

次に、小樽市職員の氏名票規程についてお尋ねをいたします。

今日おいでの理事者の方は、名前のプレート、所属の課と氏名だけという名札をつけていると思います。私も以前は他都市に、いろいろなところに入出入りしていた経験がございますが、結構小樽市の中でもありますけれども、いわゆる首から提げて写真入りというのと、そういったような名札というふうな方も多いと思いますが、これには本市は、この規程の中では、こういうふうに図解入りで表裏の詳細、何センチ、何ミリ、色まで規定してありますよね、これについては変えるつもりはあるのかなのか、その辺をちょっとお尋ねいたしたいと思いません。

（総務）職員課長

氏名票ですけれども、実は従来、所属と氏名ということで同じ形のものを使っていました。平成 17 年 6 月 1 日から規程の方を変更しまして、各課単位で様式を変更できるというふうに規程を変えて、結果的に今 10 室なのでございますけれども、様式を届けていただいて、例えば窓口業務のところは顔写真にすると、所属、氏名がわかりやすいように大判にして、つるして仕事しやすい形になっている課というふうに分かれておりまして、実際的には各課でできるというのが現状でございます。

佐々木（茂）委員

それでは、今後はそういう形でどんどん進めるということの理解でよろしいのでしょうか。

（総務）職員課長

基本的に市民の対応の問題で、顔写真付がいいということで、例えば戸籍住民課だとかで顔写真付のを使っています。現在ばらばらという状況ですが、経過を見て、そういうことの形がいいかということを含めて一本化するような形で検討してまいりたいと思っております。

（「今これついているの」と呼ぶ者あり）

佐々木（茂）委員

ついている方もいらっしゃるし、そういうことで、ばらばらという話もありましたし、私は規則でこういうふうになっているので、絶対変えられないのかなというふうな思いがあったものですから、流動的な判断ですよということであれば、それはそれでわかりました。

学校給食のアレルギー対応の現状について

次に、質問の 3 番目、学校給食の現状についてであります。

教育一般の記事で、小中学校の給食による食物アレルギー事故が年間 250 件以上発生したと、起きたということが調査でわかったというふうになってございます。それで、本市の学校給食、小中学校給食による現状はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

（教育）学校給食課長

まず、本市のアレルギーの現状ですけれども、まずアレルギーの児童の把握につきましては、新入生の入学の際に家庭調書によりまして、アレルギーを持つ子供の把握を行っておりまして、現在 10 校 15 人ということで確認はしております。その対応につきましてはですけれども、幸い小樽の学校給食では事故等の報告はありませんけれども、アレルギー用の献立表をアレルギーの子供の保護者に学校を通じて渡しております。それを見まして、今日の給食についてはこういうものが入っているということで、あとは学校の方である程度防止するというか、対応していると考えております。この献立表の中には、卵のアレルギーの子供につきましては、卵の使用量何グラムというところまで詳細に書いて個別で送っているという例もありますし、また、可能な範囲でパンとかデザートにつきましては、代替食を出しているという例もあります。

佐々木（茂）委員

小樽も給食は安全であるということをお伺いしまして、ほっとしたところでございます。

スクールカウンセラーの配置について

次に、一般質問の中で、教育委員会の方からまたさらにお答えをいただいたスクールカウンセラーの配置についてでございます。このあおばとプランの中にもございますように、教育相談の充実という中に、スクールカウンセラーの配置をということでありますが、この配置の状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

（教育）指導室寺澤主幹

スクールカウンセラーの配置についてでございますが、道費のスクールカウンセラー 4 名を中学校に配置しております。また、市費のスクールカウンセラー 1 名を教育委員会内に配置して、主に小学校の相談に当たっております。今後、中学校に配置している道費のスクールカウンセラーも必要に応じて小学校の方の相談にも対応していきたいと考えているところでございます。

佐々木（茂）委員

それで、昨日は質問の中で、児童・生徒の問題行動という中で、いろいろな死傷事件などの話を伺いましたのですが、この配置については、先ほども御答弁いただきましたが、いじめや暴力行為が問題化という形がないと思われませんが、そういったようなところに重点的に配置をするような考え方なのでしょうか。その点をちょっと。

（教育）指導室長

配置の基本的な考え方ということであろうかと思えます。特に相談の事例から言いますと、発達の仕方からいいまして、自分の気持ちなどをうまく言える、特に中学生の段階については、これは手厚く配置をしていかなければならないだろうという形で、今中学校への配置をしているところでございます。また、小学校につきましては、やはり相談が多いのは、例えば小学生本人というよりは保護者の方という形になるかと思っております。ですから、この仕組みを整えながら、求めに応じてすぐ派遣できるような仕組みを小学校の方では充実してまいりたいと思っ

てございます。したがって、特にいじめの発生うんぬんという形ではなくて、発達の段階を踏まえてそのような配置をしてございます。

佐々木（茂）委員

もう一つですが、先生が、いわゆる心の病で休職をすると。私は、昨日も一般質問で指導力不足の教員のことについての調査結果について質問させていただいたわけですが、そんなようなことも踏まえて、いわゆる先生も心の病ということになるのではないかと思うのですが。そして、いわゆる休まれている方、公立高校ではやはり 10 年で 3 倍ぐらいに増えているという統計もございます。本市の小中学校では、どのような形になっているのか。

（教育）学校教育課長

今、心の病で休まれている先生ということでお話ございました。心の病と申しましても、精神的な疾患というとらえ方をさせていただきますけれども、現在、小樽市の方では、小学校で 1 名、それから中学校で、休職者という形ですけれども 1 名、それから、今、ちょっと病気休暇という形で中学校で 1 名の方が休まれている状況になっております。

佐々木（茂）委員

それでは、終わります。財政問題についての私の質問は、また。

成田委員

落雪事故について

実は、今年のこの大雪で各家屋に山積みになったその雪の問題で、各家庭で大変な問題が起きていると思うのです。そこで、屋根からの落雪事故で通報を受けて出動したのは何件あったのでしょうか。

（消防）警防課長

大雪による消防自動車の出動ということで、昨年の 12 月 1 日から今日現在まで、救助出動又は調査出動を合わせまして 115 件であります。

成田委員

また、今度、建築指導課に聞きますけれども、この大雪の中でパトロールして屋根からの落雪を見たという事例があったら、パトロール中での状況がありましたら。

（建築）建築指導課長

パトロールと、それと私も建築指導課にも市民の方から落雪についての通報、問い合わせがあります。それを合わせますと、12 月から 2 月末までで合計 362 件対応してございます。

成田委員

このほかに小樽市の福祉部で呼びかけて、市の職員が皆で協力し合った福祉除雪の件数というのはどのぐらいの数に上っていますか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

市の職員による福祉除雪、これについては横田委員の質問にお答えさせていただいたのですけれども、一応 1 月 16 日から 27 日の約 2 週間の間で 76 件実施してございます。

成田委員

この福祉除雪の方法というのは、屋根の除雪はしていないのですね。

（福祉）高齢・福祉医療課長

基本的に実施してございません。

成田委員

その屋根の落雪事故というのはかなりあったと思うのですけれども、この建築指導課でパトロールした数、この

件数が 362 件、この数の中で、空き家で、だれも住んでいない家でこういう事故があった件数はどのぐらい。

（建設）建築指導課長

先ほど申し上げた件数の中で、空き家に関しては 118 件ございます。

成田委員

この空き家の 118 件、相当数多いと思います。この 118 件の中で、空き家を持っているのが小樽市内に住んでいる人であれば、それは責任の所在というのはわかりますけれども、小樽市外に住んでいる人たちの対応というのはどういう形をとっていらっしゃいますか。

（建設）建築指導課長

まず、空き家の所有者を探すわけですけれども、所有者が判明いたしまして、遠方などにいる場合、小樽市内に例えば親せきの方がいらっしゃる場合は、そういう方を介して、現地を一緒に確認していただいて対応してもらったりしております。また、連絡がつかしましたけれども、なかなか小樽で対応できないという方は、小樽市内の雪おろしの業者団体を私ども市の方で紹介して、そういう方から発注していただきまして、雪おろしの対応をしていただいている状況でございます。

成田委員

この所有者が判明してははっきりわかる人はいいのですけれども、地主がいても借地で家を建てていて、その家を持っている人が途絶えてしまって、それを探している状況のときの雪の被害というのは出ていると思うのですけれども、この責任の所在というのはどこになるのでしょうか。

（建設）建築指導課長

先ほど申し上げた 118 件のうち数件なのですけれども、今の御質問にあるように、所有者が亡くなったりしてしまして、戸籍などから相続を調べて、それぞれに当たってお願ひする形をとっているのですけれども、そういうことでも対応者が見つからない場合は、どうしても緊急の場合は、例としてはその近隣の方がちょっと危険な雪びを落としていただいたという例はあるのですけれども、今のところ、市としてそういった所有者の見つからない空き家の手だてというのは残念ながらちょっと持ち合わせていない状況でございます。

成田委員

やはりこういう状況になったときの、その近隣の家庭の人たちというのは大変迷惑するわけなのですけれども、この迷惑を受けている人たちというのは、夜もろくに寝られないというふうにして私の方へ苦情が来るのですけれども、この人たちの対応、どこに話をして、どこが対応して、どこが処理してくれるのか、これをきちんと教えてやる必要があると思うので、また、この中で費用がかかると思うのです。これ費用がかかったときの負担をだれが見るのか、それを含めて研究してもらいたいと思います。

（総務）企画政策室長

実は、今年、こういう雪の事情もありまして、その空き家対策については、今、答弁申し上げております建設部もでございます。それから消防の関係もでございます。庁内での幾つかの部にまたがる課題になっているというのが事実です。それで、市の中でもいろいろな調査といいますか、実態としてのデータは持っているのですけれども、正直言いまして、そのデータが全部リンクした形になっていないというのも事実です。それで、実は先日、市長からも指示がありまして、まずは市が持っているデータで、いわゆる空き家と言われている分がどういうふうになっているのか、あるいはその実態が直ちに市で調べられない場合は、例えば町会の方に聞いてみるだとか、そういった対応も含めて、雪が降ってからでは遅いわけですから、少し暖かいうちから進めていかなければならないと思っております。ただ、実際的にはどこまで対応しきれのかという課題というのがあるのですけれども、まず実態調査をして、できる対応がどういうものなのか、その辺から進めてまいりたいと思っております。

成田委員

やはりこの空き家というのは、夏も大変な迷惑がかかっているのです。夏も処理しなければならない部分というのも多いと思うのです。そしてまた、今、横田委員が言ったように、安心・安全なまちづくり条例の中にも、この部分も入れてほしいと思うのです。周りの人は不安でしょうがないです。いつ放火されるかわからない状態になる状況もありますから。そういう意味では、これはかなり踏み込んだ行政の仕方というのが必要ではないかと思えますけれども、市長どうでしょうか、この辺思い切った姿勢で、行政マンがかなりの対応をしていく状況ですから、この負担がどんどん膨らんでいくと思うので、これは負担使用料か何かを課税していくとか、固定資産税をやるとしても非課税措置をされた家屋が多いわけです。それをまた課税するという形をとると、また大変な問題が起きるので、費用負担の形で、市から空き家を放置している者に対して、そういう費用負担をかけるというような形をとってはどうかと思いますけれども、市長のお考えを聞いて終わります。

（総務）総務部長

まず一つ、今、御提言にありましたいろいろなことについての対策といいますが、まず、その実態はどうかというあたりを少し把握してから、では夏の問題をどうするのか、冬の雪の問題をどうするのかと、こういったことをひとつ考えてみたいと思うのです。

まず、現状を先ほど企画政策室長が答弁したように、消防で把握しているものもあります。建築指導課の方でも一応パトロールの中で把握していますし、いろいろな情報収集をどういう形でしていくのかということはかなり今集中的に考えて、仮にできるのであれば水道がとめられているところを選んで行って、どこが空き家になっているのかというのも水道の方の情報ももらったり、そういうようなことをまずやって、そして、例えばいい利用ができる住宅であれば、それこそ移住対策とか、そういったものでその住宅を紹介して提供するとか、どうしてもならないものについてはどうするのか、こういった対策についてはそうした把握をした後に、いろいろ検討して、また報告させていただきたいというふうに思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 03 分

再開 午後 3 時 15 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

齊藤（陽）委員

簡潔に伺います。

財政再建推進プランの人件費抑制について

一般質問の関連で、財政再建推進プランの人件費抑制について、3点伺います。

まず、特殊勤務手当について、平成 19 年度から廃止を基本に見直すということですが、若干含みのある言い回しのようでもありますけれども、具体的にどういうことなのか、説明をいただきたいと思います。

（総務）職員課長

平成 16 年度、17 年度、18 年度と一律 15 パーセントカットということで現在実施しております。19 年度以降、これについて、基本的にはいわゆる特殊勤務手当全廃の方向で考えるということなのです。御存じのとおり、いわ

ゆる国家公務員の方でも認められている特殊勤務手当、いわゆる危険手当ですとかその部分をいわゆるゼロベースでもう一回考え直すということで考えております。

斉藤（陽）委員

次に、退職時特別昇給の 1 号俸について、当初 17 年度中の廃止の方向と、そういうふうに言われていたのですけれども、変わったということで、職員団体との交渉の中で 18 年度に廃止ということになったのです。職員団体はどのようなことを主張されているのか。それと、市当局としてそれにどのように対応されたのか。本来、社会通念上、市民感覚の上から許容しがたい部分だと思いますけれども、当局としてはどのように対応されたのか。

（総務）職員課長

平成 17 年度、いわゆる自主削減で 5 パーセント、これはいわゆる人勤ベースでいきますと、平成 17 年度の人勤が 0.3 パーセント削減、それと合わせても 4.7 パーセントさらに低い水準で給料表になっているということで、初任給についても退職手当についても、いわゆる人勤より 4.7 パーセント低い給料で算定をされるという部分がございまして、この部分が市長答弁にもありましたけれども、今年度の期末勤勉手当の増額の部分、給与手当の関係の交渉のところ、それから平成 18 年度の 7 パーセント、自主削減、この部分との交渉の中で昨年合意をしたということです。

斉藤（陽）委員

具体的に、この 18 年度廃止と特別昇給 1 号俸、残る 1 号俸というのですけれども、18 年度廃止という、手順としてはどういうふうになるのですか。

（総務）職員課長

17 年度の人勤の中で、18 年度の給与水準について、いわゆる地域間格差、平均で言うと 4.8 パーセントなのですけれども、いわゆる高齢部分といいますが、年上の部分については大体 7 パーセント給料が削減されるという、フラット化された給料表になるのですけれども、本市は、平成 19 年度にこれを入れるわけですけれども、18 年度は一律 7 パーセントということで、言ってみれば人勤よりも厳しい削減になります。最終的には、その人勤で言っている 7 パーセントと一律 7 パーセント、すぐ上の部分で符合しますので、その面でいくと、もう退職時 1 号俸をつけていく意味がないということで、18 年度に初任給とあわせて手をつけてまいりたいと考えております。

斉藤（陽）委員

もう一点、初任給が国よりも 1 号俸上位であるという部分なのですが、これの 18 年度廃止というのは、これ 18 年度当初からもう廃止ということの理解でよろしいですか。

（総務）職員課長

いわゆる専門的な薬剤師だとかの給与がございしますが、それとは関係なく、一般事務、一般技術吏員については 4 月当初からというふうに考えています。

斉藤（陽）委員

子供の安全にかかわる情報共有システムの導入について

質問を変えまして、これも一般質問の関連なのですが、次世代育成支援行動計画、おたる子育てプランです。先ほど横田委員の方からもありましたが、子供たちの安全確保ということで、不審者情報等の、子供の安全にかかわる情報の地域共有システムについて質問をいたしました。ずばり本市でこの国の新規事業を導入されるお考えはありやなきやという部分はのでしょうか。

（教育）学校教育課長

情報共有システムということでお尋ねがございました。現在、道の方からその予算の関係で照会が来てございます。ただ、これは全道のモデルの中で 1 か所だけと聞いてございますので、ちょっと今私どもの方では、この情報共有システムに名乗りを上げるというには、ちょっと時間的な余裕がございませんので、18 年度については名乗り

を上げないというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

このことに関連しまして、最近の事例について少し伺いたいと思います。

市内のある中学校で、3月3日金曜日の夕方、それと翌日土曜日の午後から翌朝といいますが、5日の日曜日の朝にかけて、学校校舎あるいはその教職員の車等に相当ひどい落書きがあったと。学校の方では、警察に被害届を出されたと同っておりますが、教育委員会で把握されておりますか。

（教育）総務管理課長

この学校からその当時、3日の夜遅く11時過ぎですけれども、校長から連絡がありまして、翌土曜日にその学校現場を私が確認しております。ただ、その次の日、その目隠しなどいろいろしたのですけれども、その上からさらに消すなというような、スプレーでまた新たに書かれたという部分につきましては、現場確認はしておりませんけれども、校長の方から写真で確認はしております。

斉藤（陽）委員

3月6日付けで情報提供のお願いという文書が学校の方から地域に配布をされているわけですが、この配布資料といいますが、お願いの周知の範囲といいますが、どういうところに配布されているかというのは把握されておりますか。

（教育）総務管理課長

そのことにつきましては、保護者、そして地域の方々、町内会ですね、そちらの方に配布したということで聞いております。

斉藤（陽）委員

学校では、目撃情報等、挙動不審者などについて情報をいただきたいと求めているわけですが、その何らかのそういう情報提供というのは現在までにあったのでしょうか。

（教育）総務管理課長

その後のことにつきましては、報告は受けておりません。

斉藤（陽）委員

今回は落書きということで人的被害がない問題で、不幸中の幸いというふうに言えるかと思うのですけれども、今後、こういった、それがいろいろな人身や人命につながるようなものになると困りますので、再発防止というためにも、先ほど言いましたような、そういう情報共有システム、早期に、迅速に対応できると、携帯電話あるいはメール等を使って、パソコン等を使った非常に迅速なそういう情報の共有システムというものが望ましいのではないかと思います。こういう部分を踏まえて、再度どうでしょうか。

（教育）学校教育課長

情報共有システムの関係ですが、何回も答弁しますが、現在は、小樽警察署から教育委員会の方にそういった不審者情報というのが入ってきます。それに基づきまして教育委員会の方から各小学校、中学校の方にそれをメールで出しています。学校の方ではそれを元にして、例えば錢函の関係を塩谷の人がという話なのですが、地域的な問題もあると思いますので、自分の地域に関係する又は子供に関係すると思われる情報を、学校の方で子供の方に周知をして、そして注意を促してという状況になってございます。

それからまた、つい先ほど警察の方もホームページの方に不審者情報ということで地図入りの、このポイントで不審者が出たという形で出てきています。そういったものをまず、とりあえず一般の方、それから子供には利用していただきたいと思っていますし、先ほど横田委員の御質問にも答えましたけれども、私どもの方にもそういった携帯電話を利用したその情報システム、共有システムということで、業者の方が何回か、何社か来ております。ですから、今そういったものを見ながら、決してそれについて否定的ではなくて、こういった形でいったらできる

のだろうか、情報の程度の問題もありますし、プライバシーの問題がありますので、そういったことも全部勘案して、我々の方としては検討をしているという状況でございます。

斉藤（陽）委員

もう一点、関連して、現在小中学校の巡回警備とありますが、以前、昨年の夏ぐらいまでは警備員の方が夜間等、人が巡回をして警備をするというような形だったと思うのですが、聞くところによりますと、今は全部そういうのがなくなると、機械警備一本になったということなのですが、この点についてはどうでしょうか。

それと、まとめて聞きますけれども、また町内会等の地域ボランティアの方による、そういう巡回防犯パトロールのような活動については、教育委員会としてはどういうふうにお考えになるか、二つお願いします。

（教育）総務管理課長

まず、1 点目の機械警備の関係ですけれども、17 年度におきましては、1 年間通しては機械警備、そのほかに巡回警備ということで 4 月から 8 月まで行っておりまして、18 年度におきましては、巡回警備につきましては、大体おおむね一つの学校で 10 分から 20 分ぐらい外をぐるっと回って、窓が開いていないだとか、施錠されていないだとか、電気がついていないとか、いろいろそういうようなことで回っていただいておりますので、そういう部分につきましては、いろいろな抑止効果とありますが、そういうものも薄いという考えがございまして、18 年度からは巡回警備をやめるということで、機械警備のみと考えております。

また、地域ボランティアによる巡回ということですが、これまでも学校におきましては、学校の安全対策で保護者と地域の方々、学校でいろいろ協力し合って回っておりますので、今、委員の御指摘の部分につきましても課題として学校側に伝えてまいりたいと考えております。

斉藤（陽）委員

次の質問に移ります。

障害児施策について

これも次世代育成の関連ですが、障害児施策について、こども発達支援センターの機能強化ということで一般質問で伺いましたけれども、発達障害者支援法を踏まえて、早期発見、養育指導という、そういった部分では機能強化とありますが、改善が図られているという部分はわかるのですが、普通学校、特学また養護学校などを卒業された後の社会参加、あるいはその就業支援というようなそういった部分、発達支援法の考え方というのは、そういう部分も含めて生涯にわたる発達障害者の支援というのが視野に入っていると思うのですが、そういう卒業後というようなケアについては、市としてはどのように考えられているのか、まずその点を伺いたいと思います。

（福祉）こども発達支援センター所長

お尋ねのありましたこども発達支援センターについてですが、そもそもこども発達支援センターには、就学前の子供が基本的に通うことになりまして、ほとんどが就学前の 3 歳前後の発達に障害を持つ子供ということになっております。したがって、発達支援センターで委員お尋ねの就労という部分については、なかなか難しさがあるわけでございます。障害者発達支援法の理念はよく理解しておりますけれども、発達支援センターが単体でこの部分にかかわっていくという形には、現在なっておりません。

斉藤（陽）委員

現在なっていないことはわかっているのです。要するに、そういう早期発見の部分の幼児期、それから学童期、一つのいろいろな普通学校を含めて学校に通っている時期、それから学校を出て社会参加あるいはその仕事につくと、一般社会人として生活できるという、そういう全生涯にわたって発達障害者を支援しようという法の考え方で、道の発達障害者支援センター、道で設置しているもの等については、むしろその就業支援等が非常にポイントになっているというふうに理解するのですけれども、それでは、今のこども発達支援センターはその守備範囲ではないですよというのであれば、では小樽市でどういう施策をそこに持っていくのかという部分については非常に空白だ

と思うのですが、そこはどのようなのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

4 月に法施行されたのですけれども、ただいま委員おっしゃられましたように、道の段階の拠点として相談支援センターを道内 3 か所、それから札幌市に 1 か所ありますので、4 か所を拠点として確保すると。そして、検討会議につきまして、昨年 10 月にやっと立ち上げた。小樽もその 11 月の段階で、関係課長が集まりまして、小樽市としてどういうふうな検討をしていったらいいのだろうかということで、一応事務レベルですけれども一度会合を持ちました。後志圏でありますけれども、この 2 月に第 1 回なのですけれども、後志圏域の協議会ということで開催されたのですけれども、今示されているのがモデルケースで、3 年間なのですけれども、モデルケースしか示されておりませんので、特段の動きはございませんけれども、今後の課題ということでは十分承知しておりますので、検討していかねばならない。

それから、現状でございますけれども、発達障害はなかなか難しく、その就職等にかかわる部分についてはなかなか現状で対応ができていない。その中で知的障害者の更生施設、和光学園がございますけれども、相談業務をやっております、申出があればこれはお受けして対応しているというのが現状でございます。これにつきましても、障害者自立支援法の 10 月からのメニューですけれども、地域生活支援事業でございますので、その中で就労等を含めまして、相談、支援について整備体制を整えていくというようなことで考えております。

斉藤（陽）委員

もう一点ですが、個別のケースヒストリーといいますか、幼児期から早期発見から始まって、そういう学童期があって就業という社会参加と、そういう一連の過程をきちんと追跡調査といいますか、そういう体制が必要なのではないかと。いわゆる個人情報とか、こういうプライバシーの部分にはしっかり配慮した上で、そういうケースヒストリーの情報共有といいますか。なぜこういうことを言うかといいますと、保護者の方は、幼児期、非常に孤立した状態で、同じような障害を持っている方がどういうふうになっていっているのだろうかという情報のないことが非常に不安なのです。普通学校に行けるのか、あるいはいわゆる養護学校に行った方がいいのか、そういう選択についても将来どういうふうになるのだろうかという不安があるわけですよ。ですから、こういう選択をした方が、将来こういうふうになりましたよというような、そういう個別のケースヒストリーが共有できるようになっていけば、その判断のときに、自分の子供をどういうふうに育てようという見通しを立てる上でも非常に大事なことだと思うのですが、そういう追跡調査の体制というのですか、そういったものも必要だと思うのですが、これについて御見解をいただきたいと思えます。

福祉部長

委員がおっしゃるとおり、一人が生涯にわたってのそういう形での追跡調査といいたいでしょうか、データといいたいでしょうか、そういう中で相談を受けたり、いろいろな形で対応していくというのは大変理想ではございますが、まだこの分野、大変専門家を含めてまだまだこれからの分野でございますので、私どもも、先ほど課長から申し上げましたとおり、関係分野が教育あるいは医療、保健所あるいは私ども福祉部と多岐にわたってございます。そういう意味で関係者が集まって、今、課題の整理といいたいでしょうか、そういう形でどういう方向に今後また行かなければならないか、それからある意味で道との関係、こういうものも出てまいります。そういう中で、今後地道に対応していきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

新博物館の計画について

私の方からは、新博物館の計画について何点か伺いたいと思えます。

その前に、まず 3 館統合ということなので、それぞれの館がどのように経過してきたのかということを確認しな

から議論を進めたいと思います。

まず、博物館ですけれども、博物館の入館者の推移、10 年というスパンで区切って確認したいと思います。それで、平成 7 年度と平成 16 年度、これを比較してそれぞれの入館者数を教えてください。

（教育）博物館長

博物館の入館者数でございますが、平成 7 年度、13 万 5,671 人でございます。平成 16 年度は 4 万 8,600 人でございます。

高橋委員

それで、約 3 分の 1 強の大変厳しい数字だというふうに思っております。私もずっと 10 年間調べてみました。平成 12 年度には半分になっておりますね。平成 16 年度には 3 分の 1 強、こういうことでございます。全体の総数の入館者に対しての事務事業報告書では四つに分かれておりますけれども、個人の大人、子供、それから団体の大人、子供、4 種類に分かれておりましたので、この数字で集約をしてみました。なるほどなと思ったのですが、平成 7 年は全体の入館者数に対して個人の大人、これが 11 万 1,070 人、数字は合っていますか。

（教育）博物館長

平成 7 年度の有料の大人の方は 10 万 4,550 人で、さらに無料の大人の方が 1,599 人追加されますので、合計で 11 万 1,691 人ということになります。

高橋委員

わかりました。私、無料と有料と合計しているみたいですね。それで、まとめて個人の大人として、総数の割合というのは 79 パーセント、約 8 割が、個人の大人が有料、無料別にして入館しているということになります。平成 16 年度は総数で 3 分の 1 に減りましたけれども、これも、私の計算が合っていれば約 76 パーセント、約 8 割の方が個人の大人が入館しているということになるかと思えます。要するに、全体に減っているけれども、率としては個人の大人がほとんど入館しているということになります。要するに、ここにターゲットを当てなければ、これは増えていかないのではというふうに、私は勝手に分析をしたわけですが、お聞きをしたいのは、この減ってきた要因ですね、これはどのようにとらえられているか教えてください。

（教育）博物館長

さまざまな要因があろうかと思いますが、私ども毎年入館者動向については内部でいろいろ分析を加えているところですが、私ども、この減少という一つの要因というのは、まず一つ目は、その利用者のニーズの多様化があると考えております。それから、近年、特に少数グループによる見学傾向が非常に増えて、かつてのような大型バスで団体で来るという、あるいはその小学校のグループ学習の定着化、そういったことも要因の一つとして考えております。さらには、小樽市内に博物館的な施設、美術館ですとか、資料館ですとか、あるいはその公開して下さる企業だとか、そういうところがたくさん増えてきまして、そういうものも分散化につながっているのではなからうかと思えます。しかしながら、全体的には、この地を訪れる観光客の数はそう大幅に減っているわけではございませんので、私どもはさらに魅力のある博物館づくりを目指していきたいというふうに努力している状況でございます。

高橋委員

私が、ぜひやっていただきたいと思うのは、その数字の分析をもう少し丁寧にやっていただきたいと思えます。今、館長のお話ですと、団体数が減ったと言いますけれども、総体に占める団体数の割合というのは 10 パーセントないのです。ですから、さっきも言ったように、個人の大人にどういうものを見せるか、どういうものを提供するかによって影響が大きいのだらうなというふうに、私はこの数字からは判断したわけですが、ですから、せっかくの機会ですので、ぜひ 10 年と言わず 20 年さかのぼってもいいのですけれども、内容をもう少し丁寧に確認をしながら、どういう状況なのか推移なのかというのを研究していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

（教育）博物館長

さらに、その入館者の動向も含めて研究してみたいと思います。

高橋委員

青少年科学技術館について

次に、科学技術館について伺います。

これも同じようにちょっと比較をしてみたいと思います。平成 7 年度と平成 16 年度、これの入館者数、これを教えてください。

（教育）青少年科学技術館長

科学技術館の利用者数でございますが、平成 7 年度 5 万 5,970 人、平成 16 年度が 3 万 8,812 人でございます。

高橋委員

これもやはり減少傾向だと思われま。平成 7 年度に対しては約 70 パーセント、3 割の、恐らくこれ子供だと思うのですけれども、対象は。この今の数字の内訳として、大人、子供の比率というのはわかりますか。

（教育）青少年科学技術館長

平成 6 年度から利用料金を無料にいたしまして、カウントを機械計数カウントに変えてございます。そんなことで、子供、大人の料金区分けが現在できていない状況でございます。

高橋委員

この入館者数の中に、各講座で参加している子供たち、その数は入っておりますか。

（教育）青少年科学技術館長

入っております。

高橋委員

わかりました。それで、その内訳として、特徴的なのですけれども、プラネタリウムが科学館にあります。先月末に見てきました。もう 30 年ぶりだったかな、非常に感動しながら見ておりました。かなり機械は古いのですけれども、内容的にはなかなかすばらしいなと思いました。これも数字を見ると、ずっと減ってきてはいるのですけれども、率としてはずっと 2 割を確保しています。ということは、一定程度の、マニアではないのですけれども、プラネタリウムがいいと言っている人が確実にいるということはわかるわけなのです。それで、あのプラネタリウムについては、その新館に行く場合にどのように考えているのですか。

（教育）青少年科学技術館長

現在のプラネタリウムは非常に老朽化しておりまして、耐用年数もかなり際どいところまで来ております。そんなことで、その移設というのは私は無理だと思っております。それにかわるものとして、そのプラネタリウム機能を持ち合わせたシアタールームというものを何とか設置したいというふうに考えております。つまり、そのプラネタリウムだけではなくて、さまざまな映像学習が展開できるような、そういうものにつくり替えていければいいなと思っております。

高橋委員

今、いろいろ調べましたら、いろいろなものが出ていますね。CG が中心だったり、デジタルが非常に多いわけですけれども。札幌ではスカイマックスの DS という、何かすごい機械が入ったというふうにホームページにも載っております。さまざまなその値段の幅があるみたいですが、これについては館長の方では調べられておりますか。

（教育）青少年科学技術館長

最近のその機器類の進化といえますか、進歩は非常に目まぐるしいものがございます。上限、上を見れば切りがないぐらいのものなのですが、現在、当科学館で投影しているプラネタリウムを、あの環境状態でリニューアルを

かけるとすると、おおむね 1 億 2,000 万円ぐらい。それから、CG 画像等が投影できる多目的なものは、おおむね 2,000 万円から 3,000 万円、それぐらいの開きがございます。

高橋委員

わかりました。いろいろ研究してほしいと思います。

それで、先ほども言いましたけれども、プラネタリウムを見ながらなるほどなと思ったのは、職員の方が、恐らく学芸員の方だと思うのですが、全部自分の説明で星座を説明してくれていると、ビデオの部分は別ですが、なかなかああいうのは少ないのかなと私は思いました。その職員の関係なのですが、予算書を見ますと、博物館は 4 人、それで科学館が 7 人、関係ないですけども文学館が 2 人、非常に突出して科学館の人数が多いと思われるわけですが、この 7 人の方々の内訳、学芸員が何人いて、どういう仕事をそれぞれされているのか、説明をいただきたいと思います。

（教育）青少年科学技術館長

科学館でございますが、科学館の学芸員として発令している職員は 4 名でございます。さらに、その学芸のチームに入っている正規職員が 1 名で、5 名です。さらに、事務関係の業務に携わっている正規職員 2 名でございます。

高橋委員

今、学芸員が 4 名ということでお話がありましたけれども、その仕事の中身、具体的にどういうものを、プラネタリウムはわかります、天体関係だと思いますけれども、そのほかはどのようなものですか。

（教育）青少年科学技術館長

学芸員の業務でございますが、主に講座の指導あるいはもちろん実験・実習等もございまして、そういった指導部門に携わっております。さらには常設展示の器物資料ですが、そういったもののメンテナンス業務あるいはさまざまな講座用の教材の制作業務、そういったものに携わっております。

高橋委員

それで、行ったときに感じた私のイメージというか、感想を申し上げますと、非常に館が古いというのは当然ですけれども、関係する科学技術関係の図書が非常に少ない。それから、一ついいビデオが上映されていたのですが、上映されるようなビデオだとか DVD のライブラリーが非常に少ない。要するに、その情報が非常に少ないと思いました。予算書をずっとさかのぼってみましたけれども、確かに予算は物すごく少ない、そういう中でやってこられたというのは評価しますけれども、もう少し何とかできなかったのかなというのが正直な私の感想です。その点についてはどのようにお考えですか。

（教育）青少年科学技術館長

ライブラリーあるいは文献図書が少ないということは印象としてお持ちになったようでございますけれども、我々も充実したいという気持ちもございまして、諸般の事情がございますので、与えられた条件の中でベストを尽くすように職員といたる研究して今まで積み上げてきたところでございます。しかしながら、それでよしとしているところではございませんので、さらにいろいろ勉強しながら対応していきたいというふうに考えております。

高橋委員

館長が悪いわけではなくて、予算がなかなかないので厳しいと思うのですが、

もう一点、これはホームページからいろいろ勉強させてもらってわかったことですが、開館以来、実習講座として、科学講座がずっと続いていると。これはいろいろ調べてみましたけれども、全国的にはない、まれなすばらしい内容だなと思っているわけです。非常に評価したいと思います。この長く続けてこられたその要因というのはどういうものなのか、どういうふうに感じているのか、館長の意見を聞きたいと思います。

（教育）青少年科学技術館長

今、委員のおっしゃられているのは、「ジュニア実験・実習講座」のことだと思います。開館以来「ジュニア実験・実習講座」というのは、小学校 4 年生から中学生まで講座を開いております。当初、私、開館時に携わっていませんでしたので正確な情報というわけにはいかないかもしれませんが、調べあるいはその聞き及ぶところによりますと、そういう実験・実習にウエートを置いた館としてスタートしたというふうに聞いております。それをこの 43 年間踏襲して、毎年 1 クラス 30 名の子供たちを継続的に今までその講座として情報提供してきて、一緒に勉強してきたということでございます。さまざまなその実験・実習、あるいは講座の中で一つのグループ化された子供たちをほぼ 1 年にわたって継続的な講座をするというのは確かに非常にユニークでもありますし、実績もしっかりしたものとして残るものでございますので、私どもの館の一つの大きな事業として現在もとらえております。

高橋委員

小樽交通記念館について

次に、小樽交通記念館です。これもさかのぼってちょっと確認をしてみたいと思います。平成 8 年にオープンしましたけれども、平成 8 年度と平成 16 年度、これの入館者数を教えてください。

（教育）八木主幹

交通記念館の入館者数でございますけれども、平成 8 年度は有料入館者数が 20 万 4,990 人、無料が 2 万 450 人、合計で 22 万 5,440 人でございます。平成 16 年度でございますが、有料入館者数が 5 万 9,259 人、無料が 2 万 4,030 人、合わせて 8 万 3,289 人でございます。無料入館者数の多くは小学校入学前の幼児でございます。

高橋委員

これも確認してみました。平成 8 年度を 100 としますと、平成 11 年度、3 年後にはもう半分以下、50 パーセントを割っております。平成 16 年度は、平成 8 年度に対して 37 パーセントと、これも先ほど申しました博物館の率と非常に似ていると思います。

それぞれお聞きしましたけれども、何を言いたいかということ、ずっと、10 年というスパンを区切りましたけれども、年を経るごとにやはり入館者数が減ってきていると、何かやはり問題があるのだろうというふうに私は思っているわけです。その辺を十分議論をやはりしていかないと、新しい館をつくる時に今までの延長線上だと同じような結果がやはり考えられるわけです。ですから、私はいいチャンスだと思っているのです。今、いろいろ議論をして、今までの延長線上でなくて、また再スタートで新しいものをつくろうとせっかくやっているわけですから、そういう意味で、ずっとこの積み上げてきた、マイナス要素もありますけれども、これをどういうふうに生かしていくかというのは非常に大事だなと思いましたので、そういう質問をさせていただきました。そういう観点に立って、この計画の内容をちょっと確認したいと思います。

コンセプトがありました。読みます。「北海道鉄道発祥の地にふさわしい施設として、交通資料に歴史と科学的要素を融合させた新たな博物館を創設する」というふうになっております。どうもイメージとしては、交通記念館はそのままにしておくのだと。言葉は悪いですけども、一部分ちょっといじってその中に博物館だとか科学館の機能を入れて、それで新しい館になるのかなという、これだけですと、どうもそういうイメージがぬぐえないわけです。ですから、この辺のコンセプトをもう少しわかるようなイメージで説明してほしいと思います。

（教育）博物館長

コンセプトの中でのその言葉ではなかなかわかりづらいところがあるという御指摘でございますが、私ども今考えていますのは、現在の交通記念館、北海道鉄道の発祥の地として揺るぎないステータスを持っております。私どもは、それを新たな魅力づけとしてプラスさせていきたいと考えております。具体的には、今、科学館が現在の交通記念館の方に機能移設しようとしておりますが、現在の科学館は、委員ごらんになったとおり、なかなか器物資料でこれから多くの子供たちの満足度を得るというのは非常に難しいだろうと思っております。そういう意味で、

新たな博物館では、いわゆるその機能面、ソフト事業、実験ですとか、実習ですとか、そういうものにウエートをかけて人と人がつながる科学という意味合いで展開していきたいというふうに思っております。私ども、いいと思いますか、子供たちがたくさん集まってきていただいて、楽しんでいただいて、勉強していただけるような、そういう新たな博物館というのは、やはりそこに介在するその有能な学芸員の能力を十分発揮しながら新たな展開をする。それが今回の新たな博物館のコンセプトというふうに考えております。博物館的な部分では、一つは、少し規模の大きい展示ができるような、そういう展示室を設けて、そこで内外の著名なコレクションも公開できるような、そういう要素も加味していければいいなというふうに現在考えているところでございます。

高橋委員

それで、スケジュール的には、明年の 19 年 4 月オープンということによろしいのでしょうか。

（教育）八木主幹

現在、目指しておりますスケジュールにつきましては、平成 19 年 4 月オープンを目指しております。

高橋委員

それで、逆算しますと、いつまでに基本的な設計といいますか、実施設計ですね。具体的にこういうものになります、これを議会に示します、第 2 回定例会に示すというお話でしたけれども、現状としてどのぐらいの今準備ができていいのか、それをお話できる範囲でいいのですけれども、御説明いただけますか。

（教育）八木主幹

基本計画案のコンセプト及び展示計画で概要を提示してございますけれども、これは新たにつくるという施設ではございませんで、現在ある施設の中をいろいろ再利用していくという今回の計画でございますので、その計画の骨子としては、大体提示してございますコンセプトのような中身になっていくのではないかとということでとらえてございます。これのいろいろな利用の仕方といいますか、演出の仕方、やっていき方につきましてこれからまだまだ皆さんの意見を取り入れながら計画を詰めていきたいということで、新年度に入りまして早々に設計等について詰めていきたいと、このように考えてございます。

高橋委員

既存の建物だから大丈夫だというお話ですけれども、逆に言うと、心配なのは本当に間に合うのだろうかということが心配されます。というのは、さっきも言いましたけれども、言葉は悪いですがけれども、空いたスペースにポンと入れるのならすぐできるでしょうけれども、せっかくの機会で新しい博物館をつくらうとしているわけですから、簡単なものではないのだろうかとは私は思っているわけです。当然、鉄道関係のものというのは重要なものもありますし、あれがメインになるのはわかりますけれども、では、その科学館の要素をどういうふうに取り入れていくかというのは、先ほど館長のお話、コンセプトでされましたけれども、ただ具体的にまだ見えていない、絵にもなっていないという状況の中で、こういうものだというふうに言葉で説明されても私たちはなかなか納得できない、そういうふうに思うと、ではいつまでにそれを絵にするのか、いつまでに具体的にしていくのかというのがもう少し見えないと議論にならないかなと思うのですが、いかがですか。

教育部長

今、いろいろお話がありました。やはり博物館としての命といいますか、展示を中心とした施設になるということになります。そういった場合、やはりいかに見せ方なり、それから体験をいかに充実させていくか、そういった引きつけ方がやはりこれの大きな要素になるわけです。今お話がありましたように、具体的な計画につきましては、今回示している基本計画案の中でまず基礎的な部分はこういうことを盛り込むのだという中で、今肉づけをしている。そういった中で、新年度という今話をしていきますけれども、もう内々的には今からもいろいろ設計までのプランを少しずつ肉づけしていくように、そして今いろいろな皆さんの声をお聞きしているという中で、やはり 5 月段階までにはイメージ、そういったものをきちんとお示しできるような状況に我々は持っていきたいと、こう考えて

います。

高橋委員

最後ですけれども、新博物館をつくるのだという、私は意気込みが大事だと思いますし、そういう情熱も欲しいなと思います。当然持っておられると思いますけれども。

最後に、館長にお聞きしますけれども、その思いというか、新博物館に対する館長の思いを聞かせていただいて、私の質問を終わります。

（教育）博物館長

新しい博物館についての思いということでございますが、いろいろ考えることがございます。しかしながら、考えるだけではなくて、今それを実現させようというふうに努力しているわけでございますが、まずは、多くの子供たちがこのまちに対して自信を持っていただくというか、愛着を持っていただくというか、そういう要素をいつも提供できるような、そういう新博物館ということをまず思い描いている。具体的には、やはり北海道開拓の原点であるこの小樽とこの手宮というそのエリアを十分活用して、それを歴史のあるいはその鉄道史だけでなく科学的な要素も入れながら、多くの子供たちが集ってくれるような、そういう博物館づくりに何とかまい進したいと思っております。将来的には、博物館の類する施設関係をサテライト化しながら、その中心館として、その役割とその任を果たしていければいいなと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

大橋委員

代表質問をさせていただきました趣旨の中で、詳しくお聞きしていきたいと思っております。

財政問題について

財政問題についてお尋ねしたわけですが、小樽市の予算は約 600 億円なのですが、そのうちで市民のその年の生活と申しますか、そういう市民のために使える部分が実質幾らあるのかという、その部分をお聞きしました。約 600 億円のうち約 108 億円が貸付金という形の世界であったということでありますから、約 500 億円の金が予算として市民生活に使われていく実際のお金なのか、そう感じているわけであります。ですから、いろいろな除雪費ですとか、教育、福祉、いろいろなお金がありますけれども、そのようなものも基礎は約 500 億円のうち何パーセント、何割というふうに物を考えていかないと狂ってくるということは、予算規模がずっと平均して同じだと狂わないのですけれども、今どんどん予算規模が小さくなっていますので、実質的にどこがどういうふうに縮まっていくのか、そういう部分も正確に把握しなければならないだろうと、そう考えて質問をさせていただきました。

そのうちで、この貸付金が、まず非常に減ったのだよという部分の御答弁もありました。ピークの、平成 10 年度には 142 億 8,000 万円、それがこれそのときから 34 億円減っていますよというお話があったのですが、その中身と申しますのが、実質的には商工費貸付金が 59 億円あったのが 22 億 5,000 万円に減ったということで、商工費貸付金 36 億 5,000 万円減った分だけ結局貸付金が減ったということなのですね。それで、まずこの 59 億円という商工費、これが制度融資という形で市中にお金が回っていた形になるわけですが、それが 60 パーセント減っているわけです。単純に考えますと、結局中小企業とかそういうところに対しては大変な打撃があると見えるのですが、この点についてはいかがでしょうか。

（経済）産業振興課長

この商工費の貸付金につきましては、私どもの融資制度の中の各資金の前年度の貸付残高に、経済情勢なども勘案いたしまして、当該年度の新規貸付かどうか、こういったものを見込みまして、金融機関に対する預託というものを行ってきてございます。ひとつ最近減少してきているということについてでございますけれども、一つには、

現在、この融資制度の中に七つの資金を持ってございますけれども、今日までに利用実績、そういったものなどを考慮いたしまして、一定程度、その統合整理をしてきておりますので、その統合整理の資金にかかわる部分の預託が減少してきているのではないかと考えてございます。それからもう一つは、中小企業信用保険法に基づきまして信用保証協会のセーフティネット、これが非常に大きく利用実績を今伸ばしている状況でございます。また、あわせまして民間の金融機関ですとか、北海道商工会議所、こういったところの融資制度も順次拡充されてきていることを勘案いたしますと、利用者にとりまして非常にその選択肢が広がっているという状況になってございます。影響についてでございますけれども、今申し上げましたとおり、民間なり、信用保証協会の融資制度なり、保障制度などが拡充されているということもございまして、また、市といたしましても、整理、廃止する一方で、利用実績あるいはそのニーズなどを勘案いたしまして、マルチル資金などのように利用実績が上がっているというものもございまして、私どもの商工費の貸付金、これの予算上の部分が減少しているということが、直ちに市内の経済に大きな支障を与えている、そういうふうには考えていないところでございます。

大橋委員

それでは、貸付金の中で非常に問題が起きやすい部分の貸付金として、土地開発公社の 6 億 4,000 万円というのがあるのですが、これは小樽が問題が起きやすいというのではなくて、全国各地で結構土地開発公社に関するトラブルというのが起きていますけれども、これは使えない土地といいますが、そういうのを抱え込んだとかと、バブルのときに大変買ってしまった、それで今その価値が下がっているとか、そういう問題があるわけですが、小樽の場合には、土地開発公社の持っている資産といいますが、そういうようなものの現在の実質的な評価だとか、そういうものというのは常に行っているのでしょうか。

財政部長

取得時の簿価のまま推移して、そういった記載をして見ているわけございまして、どうしてもほかの都市と大きく違うのは、いわゆるその銀行のプロパー資金を借りて、それでもって回しているということと違って、市から直接貸付金という形でやっているものですから、その点については、全体の保有財産としても、他都市と比べますと、こう言ったら何ですけれども、相当額も小さいということと、今の市からの直接の貸付けということで、ほかの都市と比べると、かなりそういう意味ではまだ傷が浅いといいますが、大きな支障はそれほど与えているような状況にはなっていないというふうに我々としては押さえてございます。ただ、今後やはり公共目的で先行取得している土地でございますから、それはやはり長期間そういう意味では動いていないということがございますので、やはりそれ相応のいろいろな方策というものは中・長期的にはちょっと考えていかなければならないということだと思っています。

大橋委員

今部長がおっしゃったように、ほかの都市とかから比べますと非常に金額的な規模は小さいのかなという思いはいたしますが、6 億円という金額自体はそう大きな金額ではありませんけれども、一番、目から外れるといいますが、そういうような部分だと思いますので、よろしく願いいたします。

病院会計貸付金について

それから次に、病院事業会計貸付金 44 億円、これは毎年同額で貸し付けているわけですが、毎年同額で貸し付けているということは、返済が行われてないということにも通じると思います。現在の小樽病院の状況で、市の方から補助金が入っているわけですから、返済が行われないのもこれは当然のことです。また、見える形で、結局病院の経理というのをしなければいけないということで、こういう 44 億円という姿が出てきたと思うのです。昔はどれだけ病院に行っているのかよくわからなくて、職員の退職金を退職間際になったら市の本庁の方に移したとか、いろいろな話も聞いていましたから、その部分では明朗化しているとは思っております。ただし、44 億円という金額が、これが結局、今、新病院計画ができていますから、これは新病院にそのまま引き継がれて

いくものなのか、それとも結局新病院建設のときにいろいろ黒字にしなければいけないとか、いろいろな手法をとらなければならないという部分の中で、貸付金という部分から消してしまって別の形の手法をとるのか、その辺はどういうことになるのでしょうか。

（樽病）総務課長

44 億円の一般会計からの借入金についてですが、委員がおっしゃったように、現在、病院の経営状況からいって、返済をするということにはできないわけですが、新病院にこのまま 44 億円は引き継がれるという形になります。それで、形としては特に何らかのほかの形に変わるわけではなく、このままの借入金という形で引き継がれる形になります。

大橋委員

別に皮肉で言うわけではないのですが、新病院に引き継がれましても、新病院も返さなくてもいいということであれば新病院の経営に影響しない、そういう性格なのですが、ただ、返さなければならないのだということで考えると、いわゆる新病院のこれからの返済計画、そういうような部分でこれをどういうふうに組み込んでいくのかということもやはり考えなければならないことなのではないかと、新病院の採算とかそういう部分ですね。そういうふうに思うのです。

それともう一つ、実質的に新病院ができて、10 年後から黒字化とかいろいろな部分を考えているわけですが、その計画自体の中にも数字に経費の固定化とか、人件費の固定化とかいろいろな無理もあるような感じもしています。そうすると、この 44 億円については、実質的には回収不能債権というような、同じ市の中でのやりくりと考えるとまた別なのですが、回収不能債権という見方もできるのですが、民間でいけば子会社に貸し付けているようなものですから、一つの不良債権だと思いますけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

総務部吉川参事

新病院とのかかわりの中で、今、後志、道との協議を始めていますけれども、44 億円というのは、不良債務ではありませんけれども、基本的にはやはり回収を前提に新しい起債を借りていかなければならないということになりますので、このまま置いておくということにはならないと考えております。

それで、新病院につきましては、今また再度いろいろシミュレーションをかけていますけれども、一つには、今二つの病院に分かれておりますので、そういう非効率性がどこまで解消できるのか。当然、医療機器とかありますし、給食、薬局部門と設備投資と人にも絡んできますので、そこでどのくらいできるのかということ、例えば病床利用で言えば運用病床に対して 70 パーセントぐらいだと思いますけれども、それをやはり 90 パーセントぐらいまで上げられるようになること、あるいは平均在院日数といいまして、1 人の方が入院されて、平均すると今 22 日か 23 日ぐらいいらっしますけれども、急性期病院ということではやはり 16 日ぐらいに短縮できないだろうかと。そうなりますと入院単価というのは非常に上がってくるということもあります。そういうものを組み合わせて、基本的には収支改善の中で解消していくというのが原則です。それも基本としてはやはり病院の経営努力で解消していけば一番いいのだらうと思います。

ただ、その償還の期間というのでしょうか、44 億円の解消期間を何年かかってもいいのであれば、それはそのシミュレーションもできますけれども、今後の協議の中で一定の短い間に解消しなければならないということでありまして、例えば今、一般会計から繰り入れてもらっている中で、やはり 5 億円なり 6 億円というのは、要するに一般会計交付税以外の部分ですので、負担になっていますので、収支改善でその分を、例えば 4 億円軽減できれば、そこから 2 億円、44 億円の解消に向けて、プラスしてもらって解消すると。そのようないろいろなシミュレーションを今やっておりますので、ただ原則としてはこの 44 億円はそのままにしておくのではなくて、基本的には新病院の収支改善の中で解消していくというような性質のものだと考えております。

大橋委員

新調理場について

それでは次、給食、調理場のことなのですが、これはいわゆる現在の予算というものが毎年平均して全部減らしていく形、それと同時に、財政改善の努力によって赤字にならないように努力していますという部分があるわけですが、そのために目玉になる部分といいますか、非常に予算にめり張りがなくなってしまっている。そういうところで、そういう財政改善努力の結果、こういうような別のこともやろうというそういうものはないのでしょうかという質問をした結果、調理場の民間委託、新調理場をつくりますと、そういう答えが出てきたわけです。それで、新調理場をつくること自体は、給食運営委員会といたしましたか、PTAだとか、いろいろな方が集まって、そのときも説明されて、それに参加された方もそのこと自体は好意的に見ています。ただ、現実問題として、新調理場を 21 年までにつくるのだよと言ったときに、民間委託が絡むわけですから、先日、小樽病院のときには病院職員が 18 人でしたでしょうか、ちょっと正確な数字はないのですけれども、学校給食の方で吸収をいたしました。それで、今度は第二病院がまた民間委託という形になるわけですから、そうしますと、そこにおいて二つの病院の調理員が、現在、学校給食の方に集結していくという形になります。それでいて、今度それをさらに短い期間の間に民間委託するのだよということになった場合に、これは実際問題どういうことになるのかなというふうに疑問を感じますので、その辺のことを聞きたいと思います。

（総務）職員課長

これまで、港湾部の例えばひき船の委託の関係で 12 名ほど、船舶技術職員と港務員 12 名の職種変更をしている経過があります。それから、小樽病院、今年度、給食を委託ということで、6 名が給食の方に回って、7 名が一般業務員ということで将来的に事務につくということで職種変更をしています。それから、第二病院の関係ですけれども、これも同じく 13 名なのですけれども、9 名が給食調理員で、4 名が一般業務員ということで同じく将来的には事務を目指して職種変更をしています。今、給食の方の委託の関係、新調理場をつかって民間委託という計画があるので、その折にも、確かに数的には多いのですけれども、基本的には事務職場に配置するような方向でやります。ただ、御承知のとおり、新しく採用された職員と同じゼロからのスタートになりますので、一定期間の研修とは言いませんけれども、職場での研修といいたいでしょうか、そのときにすぐ、例えば 1 人工分働けるかというような議論もございますので、そういう面での配置も含めて検討していかなければならないと思っています。

大橋委員

調理の関係という特別な部門の方々ですから、その方々が一般事務とかそういうのに変わるといのはなかなか大変なことと思うのです。これ前に、何課とは申しませんが、やはり現場からの事務職への変更があったときに、結構いい年齢の方がコピーのとり方を知らなかったということで話題になったことがありましたので、その辺大変だろうと思いますけれども、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

貸出しダンプについて

それから、これはちょっと数字を聞くだけですけれども、貸出しダンプについていろいろお聞きしました。その中で、今年の件数につきまして聞いたわけですけれども、昨年の件数と、それから貸しダンプに使った金、それは幾らになりますでしょうか。

（建設）庶務課長

平成 16 年度の申込件数でございますが 377 件、借上げの金額につきましては 9,633 万 9,000 円となっております。

大橋委員

今年、貸出しダンプが殺到して大変だったと、それから、貸出しダンプについて予算を追加したという話になっているのですけれども、そのわりには件数が伸びていないのですが、この辺はどうなのでしょう。

（建設）庶務課長

今年は 12 月の大雪ということで、申込みの初日から申込みが殺到しております。その後、1 月、2 月の中旬にかけての雪ということでございますが、2 月の中旬以降においては大きな雪がないので、その辺から申込みがちょっと伸びていないというのが現状でございます。それと、金額につきましては、当初は 7,100 万円を予定してございましたが、それでは対応できないということで補正させていただいている経過がございます。

大橋委員

貸出しダンプで申込みが殺到したという部分とかありまして、予算ももっともって増えてしまったのかなという、件数もという思いがあったのですけれども、実際には、その貸出しダンプの部分の問題点として、1 日 7 件、最初的时候は 1 日 6 件の受付ということにしていたのです。そのために、今度本当に必要とされているときに貸出しダンプが使えなかった。それから、結局はそのやりたい日から半月ないし 1 か月後でないと思えなかった、そういう現状があって、結局最終的に伸びなかったのではないかなと思うのですが、その辺どうですか。

（建設）庶務課長

確かにそういう一面もあったかと思えます。ただ、この制度自体の限界といたしまして、市内にダンプの数というものの限りがございます。貸出しダンプ自体の枠を広げることは、民間の除排雪にも影響することもあります。そういう意味合いで、1 日 6 件ということ、何とかダンプ業界にお願いしまして 7 件に枠を広げていただいたという経過もございますが、なにぶん 1 日 7 件という限界の中で、やはり利用できる団体の方の利用日が制限されてしまうというのが、現状でございます。

大橋委員

職員の不祥事件について

それでは次に、市職員の不祥事件についてお聞きをいたしました。それで、私の方は、生活態度だとか、そういうようなものをチェックする管理が甘かったのではないかと、そういう質問をしたわけですが、お答えとしては、個人的な事情については事件の発覚後に判明したものであると。それから、管理・監督者についても当該職員の勤務態度や生活態度から不審な点を見いだせずに発覚に至ったと聞いておりますということと、それから、極めて巧妙で悪質で課内部で発見できなかったという答弁をいただきました。

それで、通常だったらそうなのかなということで済むのですよ。ただ、どうしても引っかかるのが、本当に、いわゆる目立たない職員でなくて、小樽市役所の中で超有名人なわけですよ、組合委員長という。みんなから注目されている立場であり、また、結局いわゆる委員長をやりながら市の仕事もやりという形で、非常に時間だとかいろいろの部分でも難しい部分を抱えているという、そういう目立つ人間がその職場にいて、それで何もわからなかったという部分に、どうしても納得できない。その目立つという部分でもっと皮肉的に言えば、組合の委員長をされて課長、部長になった方々、この中にもいらっしゃるわけです。市議会議員をやっている方もいらっしゃるわけですよ。そういう意味で、非常に優秀な人材の供給源であり、将来小樽市の中心たる人物になる人が、何であんなみみっちい使い込みをやって、それで担当課では巧妙だったので課の内部でわからなかった。そのところでどうしても疑問が残るので、本人の働きぶりだとか、印象とか、そういうところも含めて答弁をいただきたいと思いません。

（総務）職員課長

直接的には財政部納税課なのですけれども、一連の事情聴取と申しますか、職員監督の部分で、基本的に今回の事件については、答弁でも申し上げましたけれども、巧妙だという部分でなかなか見つけにくかったと。それからもう一点、その金銭的な部分の個人的な部分がいわゆる事件後に発覚しているという、その辺の事情についてはなかなか個人的な私生活の問題と、そのお金がどういうふうになっているのか、本人の財政状況がどういうふうになっていたかというのは、発覚後で大体想像がつくような形になったという経過があります。それともう一点、御承

知のとおり、組合の活動をされている部分なのですが、組合の活動の部分もあるということで、日常の中でも組合の活動の会議だとか、職場の問題とか、いろいろなことがありましたので、結構動きが激しいといいますが、そういった面で通常黙ってずっといる職員に比べれば、なかなか把握しにくかったのではないかというふうに思います。

（ 財政 ） 税務長

私どものところの納税課職員の不祥事ということでございますので、確かに職員課長の方からも答えましたけれども、遊興や借金のことということも、お話がございましたけれども、それは今、職員課長が申したように、事件発覚後ということで、我々日常から職員の顔を、毎日見ておりますけれども、ごく通常の勤務の状況ということでございまして、我々も要するに遊興ということでの部分では、多少なりとも皆さんそれぞれあるのかなと思いますし、その程度の範囲ということであれば、特にということでは勤務態度等から判断することは、申し訳ございませんけれども私生活の細かいことまで承知していなかったというようなことでございます。

助役

今、委員からお話がありましたように、管理・監督の不行き届きというものは当然あったというふうに私どもは認識しています。ですから、日ごろから職員に対して、おっしゃるように、日常生活も含めた十分な管理をしなければ、こういう事例といいますが、もう未然に防ぐということが非常に不可能な場合がありますから、そういう意味からいって、今回も職員の処分をしたという形です。結果、今話したように、事件がわかった後にそういう情報が出たということで、そういう情報はあったのだと思います、以前から。ですけれども、それが一部の人たちだけで、その情報がとまっているといいますが、だから直接的に職場の上司がそれを知り得てなかったというか、そういう部分がありましたので、今後はそのようなことがないように、市長からも十分職員にそういうことで、特に管理職は職員の日常生活も含めて十分な管理・監督をせよということの話もありましたので、今後はそういうことに十分注意をしてやっていかなければならない、そのように思っています。

大橋委員

北海道教育関係職員録について

教育の方に質問させていただきます。

これは、代表質問の項目には入りませんでしたけれども、代表質問の中で、ちょっと小樽の教育はおかしいのではないのかという部分、それからまだ、結局その教員の勤務だとか、そういう部分で他都市と変わっている部分があるのではないのかという思いから質問したものですから、それに関連して 1 点お尋ねしますが、ここに北海道教育関係職員録というものを持っております。これは、編集者が北海道教職員組合になります。印刷は北海教育評論社ですけれども、北海道教職員組合が刊行して、これは道西部版ということで、1 冊 1,600 円で売られているものです。私の持っているのは昨年分であります。これを何げなく見ていたのですが、そのときにあれと思った部分があったのです。実は、この本を見ていて参考になる部分というのは、どこの学校に何科の先生がいるか、要は単位免許ですね、そういう部分で参考になるのです。ということは、いわゆる中学校の統廃合の話があったときに、どうして統廃合しなければならないかという部分で、やはり小樽市内の中学校で、いわゆる先生の数が少なくなった結果、教科担任といいますが、英語なら英語を教えられる先生、数学なら数学を教えられる専門家がその中学校にいなくなってしまって、それでほかの科目の人間が教えているということに対して、父母の間から非常な危機感があった。そういうことも中学校の統廃合のときの論議の中にありました。それで、どういう科があるのかなと思ってこう見たのですが、ところが、気がつきましたのは、この本の中で、小樽の小学校だけが、その教員がどの単位免許を取っているかということが一切記載されていない。つまり小樽の教員はどこの学校にどういう免許を持っている人がいるよと、この学校には音楽の先生がちゃんといるのだよとか、そういうことが一切記載されていないという不思議さがあります。

教職員組合がつくったものですから、これは結局、情報的にはいわゆる小樽の教職員といいますが、そういう組織がそういうものを北海道教職員組合の方に一切提供しなかったということになるのですが、どうでもいい問題であるようでいながら、小樽の教育問題の根幹にかかわる問題でもあります。そういうようなことがありますので、市教委が発行したもので何でもないのですが、ちょっと異常な世界だなと思いますので、質問をさせていただきます。

（教育）学校教育課長

今、お尋ねの教職員の職員録でございますけれども、確かにこれは教職員組合が編集をしているというふうには聞いてございます。今、委員の方からお話がございましたように、市教委とは全くかわりはありませんけれども、ただ、直接学校の方にその出版元の方から照会がいて、学校の方からその出版元の方に回答をしているというふうには私どもの方としては押さえています。

教育長

教職員の名簿についてお話しさせていただきます。全道的に小学校と中学校が市町村別になっているのですが、小学校につきましては、全教科やるという必要性から免許名は書いてございません。中学校につきましては、それぞれ責任持った免許を書いているところでございますが、それは、今課長の方から話がありましたように、校長経由、教育委員会経由という部分になっていないで、それぞれの学校の職員団体の方に送ってということになってございますので、私たちの目に届かないというのが一つでございます。また、全道的にはこういう学校がございます。大抵の場合には、校長、教頭からずっと年齢順に、号級が高い順にこうなっているのが一般的です、見ればわかるのですが、ところが、ほかの町村によっては、学年別にやっているですとか、そういう傾向もございますし、また、たまたまそれは一つの例でございますが、小樽を抜かした後志では、19 町村の先生方の名簿と住所録が書いてございますが、今盛んにプライバシーうんぬんということで、その住所が宇宙から始まってとんでもない住所が書いてあったりですとか、そういうようなものがあったりということで、やはりその学校の責任者が目を通すという仕組みになっていないので、そういう形になっているものと思われれます。なお、参考までに、数年前までは小樽も中学校は全部書いていたはずでございますが、新しいものについては、私ども目を通しましたけれども、今、委員がおっしゃったように残念ながら免許を書いてなかったという現状は御承知のとおりでございます。

森井委員

住宅事業特別会計の関連について

まず、住宅事業特別会計に関連してお聞きします。

市営住宅というのは、基本的には収支均衡になるものなのかなと思っているのですが、例えば 1 棟建てたときにそれを減価償却していく、一般的なシミュレーションとしてはどのような流れになるのか教えていただきたいのですが。

（建設）建築住宅課長

市営住宅の収支についてでございますけれども、市営住宅につきましては、公営住宅法の中で住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸して、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという一方で、あくまで低額な家賃で供給するという施設になっております。またあわせて、それらの支払っていただく家賃につきましても、入居者のその収入に応じた家賃ということで、それが公営住宅法で決まっております、公営住宅というものがその収支の帳じりを合わせて運営していくと、そういう性格のものではないというふうに考えております。また、あわせてそういうシミュレーション等も 1 棟ごとに何年でペイするというような収支バランスのようなものの策定とございますか、そういう経過はございません。

森井委員

全くそうものは策定されないで、市営住宅は今まで建てられてきたということによろしいですか。

（建設）建築住宅課長

建設の際に、今は地域住宅交付金になりましたが、前は建設費補助が入ってありました。また、管理の際には家賃対策補助が入っておりまして、それだけの収支という意味ではやっておりますけれども、1棟ごとに民間で収支バランスがどうなると、そのようなシミュレーションといたしますか、収支の均衡というようなものは行っておりません。

森井委員

では、1棟を建てたとして、住まわれた方がいらっしゃるときに、どのような形の収入があるのか、それをまず教えてください。

（建設）建築住宅課長

収入につきましては、今申し上げましたように、建設の際に建設費補助、今は地域住宅交付金になっております。また、家賃に対しましては、家賃対策補助が入っております。この家賃対策補助につきましても、今、国の方の三位一体改革の中で税源移譲の対象とされまして、平成 18 年度からは交付金対応ということになるという話にはなっております。

森井委員

今のお話のとおりで、その公営住宅の家賃収入補助を国からもらっていると思うのですが、それが一般財源化されるというような状況の中で、先ほども言ったように、1棟に対してと言わなくても、基本的にはこの住宅事業特別会計において収支均衡が保たれる、つまり独立採算できると私は思っているのですが、既に一般会計の繰入れがかなりの規模の金額で繰り入れられている現状があった上で、今のその家賃補助が一般財源化されるという行為に伴って、さらに悪化する可能性があるのではないかと思うのですけれども、その点について何か考えられていますか。

（建設）建築住宅課長

ただいまも申し上げましたように、家賃対策補助につきましては、交付金の対応にはなるのですけれども、現時点ではその内容の詳細等は不明であります。私たちとしては、家賃対策補助相当のものが交付金として入ってくるというふうには期待しているのですけれども、それらの内容が詳細不明でありますので、今は何とも申し上げられないところですが、先ほど申し上げましたように、やはり市営住宅というのは、住宅政策の中で住宅困窮者に対して低廉の家賃で住宅を供給するというものですから、一定程度の政策としての一般会計からの持ち出しの中で市営住宅の運営ということは、必要な部分ではないかというふうには考えております。

（財政）財政課長

今、原課の方からそういう答弁もありましたが、財政部の方としては、一定の収支シミュレーションをやる時には、一つの住宅を建てて、その償還とその家賃、又は家賃対策補助がある中で、どういうものになるかというシミュレーションはしております。この 10 年間、住宅会計の繰出金というのは、3 億円から 4 億円の間で推移していて、これは増えも減りもあまりしていません。これはなぜかということ、一つには、その収支ある、元利償還金と収入なり家賃対策補助の差が少しはあると、このほかに家賃をいただくための、それとその住宅を維持補修するこれらがあって、大体 3 億 5,000 万円から 4 億円になると。それで、我々は今回の財政再建推進プランの中で、それだけではこの 3 億円、4 億円は大きいものですから、公的資金の借換債などを入れて、耐用年数が長い住宅に対して 20 年とか 25 年で返すわけですから、それを少しでも薄めて一般会計の負担を少なくしていく、そういうようなことを考えています。

森井委員

今お話のあったように、借換債が入ることによって、昨年度が、今、補正が出ていますけれども、一応補正の結果的に出て 3 億 7,700 万円一般会計から繰り入れている。来年度予算が 2 億 7,000 万円という、それはその借換債の導入に伴ってということだと思えるのですが、やはりこれだけ、今の小樽の財政状況が非常事態だと思っていますので、その非常事態の中で、やはりできるだけその住宅に関しては常々収入というものが当然発生している。その発生している状況の中で、新たに物をつくったりとかという行為につながっていくことが本来ではないかなと。その独立採算をとるということを、今後やはり考えていかなければいけないのではないかなと私は思っているのですけれども、その点についての見解をお願いしたいと思います。

（建設）竹田主幹

住宅計画の立場から話をさせていただきますけれども、公営住宅、今、課長の方からもありましたように、住宅困窮者に対するセーフティネットの役割という、そういう政策的な大きな意義を持っている事業であります。したがって、これについては、もらったお金と、それから支出が必ずしも一致をしない、これはもう政策の背後に持っているものでございます。特に家賃収入は低廉でありますし、それに対しては国あるいは市がそれを援助すると、一般的にはそういう形になるわけですから、これからの事業展開の中でも必ずしもペイをすることの中では、この公営住宅政策は展開はできないだろうというふうに思っています。しかしながら、本市の厳しいこの財政状況というものも当然我々は考慮に入れて展開していかなければならないという中で、今回、ストック計画をつくりましたけれども、その中でも財政的な影響等は、今後 10 年間のシミュレーション等を行いながら、この公営住宅政策を展開することによって、財政的な影響はどうか、あるいは財政がその中では耐えられるかどうか、そういったことも踏まえながら適切な管理戸数を確保する、あるいは市民に安全で快適な公営住宅を提供する、そういった役割をどうやって果たすのか、こういった観点から計画をつくってきたというわけでありまして、したがって、今後ともそういった形の中で展開をしていくわけですので、何とかその厳しい財政状況の中でも、引き続き公営住宅政策は展開していきたい、そういうふうに考えております。

森井委員

自分は住宅行政審議会委員の一人でもありますので、マスタープランがどのように今変革してきているのか、またストックにおけるプランが成り立ってきているという状況を考えても、変化が起きているというのはよくよくわかります。ただ、先ほども言いました、現在は非常事態の状況の中で、では今の市営住宅の規模はセーフティネットとしての規模としてまだ成り立っていないのかということ、自分は、今までもずっと市営住宅の政策を小樽市は展開してきているわけですから、そのセーフティネットとしての位置づけに関しては、ある程度役目を果たしてきているのではないかなと思っています。自分は市営住宅を完全に否定しているわけではないのですが、この非常事態の中で、やはり考えるべきことがあるのではないかとということをお聞きしているのですが、改めて見解をお願いします。

（建設）竹田主幹

公営住宅をどのぐらい確保しなければならないか、これは大きな問題であります。今のストック計画の中で、これ以上多くの管理戸数を持つという考え方はありません。今問題となっているのは、耐用年限が過ぎた簡易耐火構造平家建てあるいは 2 階建ての住宅がまだ 780 数戸残っているということ、これがトイレもくみ取り、それからおふるもない、こういった住宅がたくさん残っているという、そういった現実から我々は出発をして、今回のストックをつくっているわけです。今年の天候でも雪がたくさん降って、非常に生活にも困窮していると、これを何とか解消していかなければ、市民の安全で快適なその公営住宅、そういったものを供給できないだろう、そういった観点から今回のストックをつくったということでもあります。ですから、戸数うんぬんというよりも、まず第一に、今の非常に老朽化した公営住宅をどうするのだと、まさにその現実から我々は出発していきたい、こういうふうに考

えておりました、今回のストックで、平成 21 年までですけれども、その中での事業展開をきちんと決めていくと、こういうことでございます。

森井委員

基本的には、お話のとおりだと思うのです。けれども、それは日常における状況の中でのお話だと思うのです。財政がこれだけ厳しい現実の中で、だからこそストック計画というものがこれだけ確立されてきたという現実もあると思うのです。ですから、これからは当然ストック計画に書かれているように、どれだけ民間の力を利用して、そういうふうになくなった市営住宅に住まわれている方々のサポートをするかということにもっと重きが置かれていくべきですし、その上で市営住宅が本当にどのペースでつくっていくべきかということ、今までも話し合われているのはよく存じております。しかしながら、厳しいこの財政状況の中で、やはり考えなければいけないときでもあるのではないかとということも含めてお聞きしているのです。もしほかに、同じような見解であればそれでいいのですが、また別な見解をお持ちの方がいらっしゃったら、お願いしたいのです。

建設部長

今のお話をお聞きしましたけれども、やはり主幹が申し上げましたように、それぞれ官・民の住宅を確保するスタンスというのは、これまでも住宅マスタープランで策定をし、議会で了解を得た、その延長線上にまさに老朽化した住宅、まさにその生活上、苦勞を強いられている部分を改善するというのは行政側の責任という中でやはり改善すべきだと。その中でまさにその将来の、長期ではありませんけれども、短期の市の財政状況を勘案しながらも、建てたときに、どうなのかということも検証しながらも、何とか財政上やっていけるということを確認した中で建てたいということでございますので、やはりその官・民の役割分担、さらには老朽化した部分、そういった複合的な判断の中で行動を起こしていますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

森井委員

最後に一つ、今度、オタモイ住宅 2 号棟ができますので、それに伴う国からの補助が幾らなのか、市としての負担が幾らなのか、それだけお聞きして終わりにしたいと思います。

（建築）竹田主幹

まず、設計段階の金額ですけれども、おおむね 2 号棟、建物本体では 8 億 4,000 万円程度であろうというふうには思っているのです。これは、これからもう少し精査をするということになりますけれども、国の助成というものは、今、交付金事業になりまして 45 パーセントですから、かけ算をしていただければ、45 パーセントが交付金で入ってくる、残りの 55 パーセントは、これは全額起債が認められているということですので、財政的にはそういったもので、交付金と起債、起債は 25 年ぐらいか、この辺はちょっと今わかりませんが、そういった形で返済していく形になります。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

しんがり、理事会では 5 時に終了という委員長のきつい指示が来ておりますが、ところが、あと 4 分ほどでございますので、7 点通告してあるのですが、1 点に絞って何とか間に合うようにしたいと思います。どんじりは、それを考えてやれということだと思いますので、よろしく願いいたします。

人事評価制度の導入について

まず、その 1 点ですが、この人事評価制度の導入について、これに絞って質問をしたいと思います。この導入方について、市のこの方針では五つほどその目的なり、手段が書いてありますが、そのうちの一つ、職員の意見を組織や業務の改革に積極的に取り入れるとともに、新しい職員提案制度の確立をしたい、こういうのが第一に挙がっ

ていますが、その提案制度の確立の内容、わかりやすく説明してください。

（総務）職員課長

現在、提案制度というのは、一応あるのですけれども、それについては表彰だとかという部分がありますので、それとは別に職場内の職員の意見について、仕事も含めて、特に仕事の関係なのですけれども、何らかの形で前向きな意見といいますか、こういうふうによ所を変えていったらいいのではないかなというような意見集約の形を新しくつくってまいりたいという意味で、そこに記載をしたものでございます。

武井委員

これは、職員制度の職員の方々みんなこの資料をなんかを配って提案をさせるというやり方をするのですか。職員の指名をするのですか。

（総務）職員課長

いわゆる人事制度全体の中にかかわる部分もあるかと思えますけれども、その具体的な提案制度の形についてはまだ決めていないのですけれども、1年間を通じて、あるいは異動の時期とか、何らかの形で提案をしていただく。いずれにしても具体的な中身、これから検討するということになりますので、御理解いただきたいと思えます。

武井委員

次に、この人事評価制度については、人材育成の観点から研修や異動の基礎的資料にしたい、こういうふうに言われておりますが、この人材育成の目標、どのような人材育成を図るつもりなのですか。非常に、例えば今赤字で大変な市です。この目的は平成 21 年度までとなっています。21 年度までには 108 億円の何とか赤字解消に努めようということが枕詞に載っているわけです。そのためには職員の給料もみんな思う存分に切っていかなければならない、こういうような中身もうたわれているわけです。ですから、そういうことに言うことを聞く、文句も言わない職員を、人材育成と称しているのではないかなと思うのですが、あなた方の希望している、この提案者の希望している人材育成とは、どういう人材を育成しようとしていますか。

総務部長

先般からの武井委員の御質問の基本的な根底といいますか、それは、いわゆるマル生の問題があって、それでこの用語の使い方も含めて、その当時の日本生産性本部の提唱したいろいろなことを、国鉄ですとか、郵政ですとか、そういうところで行われたという。私もそのころ多少その道にいたものですから、多少は承知をしています。

ただ問題は、その当時のやはりそういった動きというのは、当時の労働組合側の考え方からすれば、組織との問題としてやはりその 1 組、2 組の問題の中で、そういった手法をとってきたという、こういう認識でおられるだろうと思うのです。今回、我々がこれに取り組んでいく部分については、基本的にはそういった問題とは別にして、今のやはり公務員制度そのもの自体が、いわゆる国の中で、これは少なくとも人事院勧告の中でこういう形が出てきているわけで、その行く着くところ、給与体系の見直し、そしてその 5 ランクをつけて、優秀なものと、A ランクと E ランクがあって、B と D までが真ん中の部分だと、こういうような形のやはり制度というものを、公務員制度としてつくらなければならないというのが一つ給与体系にはあるのです。でも一方は、やはり今の自治体経営というものを簡素にして、そして財政はこういった状況ですから、そういった中で自治体運営をこれからどう展開していくのかという、こういう中ではやはり当然そこに働いている職員の意識の改革、そういったものを含めてしていかなければならない。ですから、そういった人材の育成というのは、そういう中でのその公務員という、俗に言われる入ったら出るまで安泰という、こういう意識の中で仕事をすること自体にやはり否定的に考えざるを得ませんので、そういう中での意識の改革、それから民間でやれるものは民間でやろうという、こういった発想の中で、我々としてはやはり公務員でやらなければならないという、どなたかの御質問にもあったように、そういう区別もしていかなければならないという、こういった意味からすると、全体的にその人事評価の部分については、

そういうマクロ的に言うと、そういう組織をつくり上げるのにどうしたらいいかといういろいろなサジェスションがありますので、それは進めるに当たっては関係組合と十分話し合いをして、そしてこの制度化といいますか、その体系化を今図ろうというふうに思っていますので、組合敵視的に、これを導入して、差別分断をしていこうなんという戦略的なものでこれを導入しようなんていう、こういうような発想はありませんので、まずその基本のところであつちと違つちるものですから、質問を受ける側としては、いや、そんなことは考えてないのだけれどもなというレベルで思っていますので、ひとつ御了解いただきたいと思つちいます。

（「部長の希望的観測だな、個人の」と呼ぶ者あり）

武井委員

今、いみじくも部長は職員の意識改革というのを 2 回ほど重ねて言いました。日本生産性本部の出している指導は全くこれと同じなのです。私たちがこれでどれだけ泣かされたか、私は 11 回処分を受けたのですから。ですから、そういう意味では、これを避けて通れないのです。

それで、3 番目にお伺いしたいことは、いみじくもこういうことを言っているのです。19 年度に導入予定の新給与制度では、普通昇給や特別昇給の区別がなくなるので、その査定資料に必要なだと、こういうことを言っているのです。したがつちて、この人事評価システムを導入したいのだと、こう言っているのです。我々働く者は、昇給というのはこれはもう何よりも、そのために働いているのですから。その査定のために使いたい、資料に使いたいとこう書いてあるのですよ。これは、私たちがこのことが意識改革かなと思つちて、思わない方がちよつちとおかしいのではないかと思つちるのですけれども。それでは、この査定資料に使いたいという根拠、どうつちい査定に使いたいのか、述べてください。

（総務）職員課長

現在も 4 月、7 月、10 月、1 月という昇給時期があります。昇給時の職員については、職場の方から勤務成績についてコメントをいただいております。それが実情です。今回、人事院勧告の方で、いわゆる普通昇給、それから特別昇給という概念がなくなつちて、基本的に査定昇給しかありませんという字句の使つち方をされてきています。国家公務員の方も御承知のとおり、評価制度については試行ということで、まだ本格化されておられません。だから、一定程度、いわゆる査定昇給に結びつちく評価ができるまで、職員団体との関係もありますけれども、評価する側の問題もあるものですから、かなりの時間、一定程度の時間、それで 21 年度以降に反映できるかどうかというふうには出てくると思つちいます。19 年度に新しい給与表を導入予定ですがけれども、その段階ですぐにその評価に結びつちけて、いわゆる今、1 号俸を 4 刻みに分けるというふうには言っておりますので、その上げ方を査定でやりなさいと言つちていますがけれども、当分の間は従来どおりの対応になつちるかというふうには考えています。

武井委員

今、昇給の刻み 4 区分と言いましたが、私たちが 4 区分されたのです。全く同じなのです。それは本当に、そしてその 4 区分のうちの 1 号俸しか上がらない、普通なら 4 号俸上がるのですよ。4 号俸上がるのを 1 号俸しか上がらないから 2 号俸しか、これをみんな評価してやるのですね。したがつちて、人を見たらスパイと思えということになつちて、何を書かれるかわからないわけですから、そういうもう本当に笑い話でない生活を 10 何年続けられたら、いいかげん人材育成の目的がわかるような気がいたします。そこで、この 4 点目なのですがけれども、人材育成方針では、求める職員像、こうつちたっているのですね。それでは、求める職員像はどう描いているのか、お答えてください。

（総務）職員課長

基本的に、現在、地方分権ということで、いわゆる自治体の自主・自立が進められているという状況がございます。それと、小樽市の場合は、御承知のとおり、財政的に危機的な状況であります。基本的に 3 月中にその方針をつくるということで、まだこれはペーパー上の話なのですがけれども、基本的には、例えば一般的と言つちたらおかし

いですが、いろいろほかの自治体を調べている状況なのですから、基本的には、市民ニーズを第一に考えて行動する職員、それから二つ目は、問題を発見して解決策を考える職員、3番目は、時代の変化を敏感に感じ取れる職員ということで、これはまだ素案の段階ですが、基本的にこの三つで、今の段階で考えています。

武井委員

それで、最後の締めくくりには、研修を充実するというのです。この研修というのは、これはもう冒頭に言いましたように、職員の提案制度を巧みに利用した研修なのです。そういうものを利用して、そして、あなた方の狙わんとする職員像をつくり上げる。こういうのが私はこの人事評価システムの導入ではないかなと、こういうふうにいるわけですから、そうでなければ本当に助かるのですけれども、いずれにしても、何としても、この人権を無視したような、自殺者が出るようなそういう指導方だけはやめてほしいと思いますが、市長の決意を聞いて終わりにします。

市長

今までどちらかというと、一生懸命やる人も普通にやる人も1年に1回昇給するという、そういう制度なのです。ですから、一生懸命やる人は非常に不満があるわけですよ。何であいつと一緒にされるのだということ。ですから、これから今言われたように、求められる職員像と、ということで、やはり時代の先を読むとか、市民ニーズを把握して政策をつくれる人材、そういったこれから必要な、今までのようなたくさん的人数を採用できませんから、いわゆる少数精鋭で仕事をしていくという、そういう姿勢が必要なものですから、そういう面でいろいろな研究を進めながら人材育成をしていくと。

先ほど武井委員が言われたように、物言わない静かな人、これではだめなのです。どんどん物を言ってほしいのです。もう職員として、行政マンとして、違うのであれば違う、これはこれだという自分の意見をしっかりと言ってくれる、そういう職員を私は望んでいるのですけれども、どうも従来どおり、よく言われている遅れず休まず働かず、公務員の三原則と言われてはいますが、そういう人ではだめなのです。ですから、休むときは休んでいいのです。そして大いに仕事をしてもらおうと、そういう人をたくさん欲しいなと、こう思っています。

武井委員

今のまとめの言葉で安心して21年を迎えてみたいと。そうならないことを祈っています。終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。